

平成22年6月16日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
		5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	欠 番	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 芙佐雄	17番	欠 番	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

4番 田 辺 守

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総務課長	松 田 博 和	住民課長	松 本 輝 雄
健康福祉課長	矢 野 健 康	税務課長	米 津 芳 喜
農業振興課長	松 田 二	産業推進室長	森 下 昌 三
まちづくり課長	濱 田 仁 司	地域住民課長	大 塚 一 福
建設課長	武 政 登	海洋森林課長	谷 口 明 男
会計管理者	野 並 純	教育委員長	生 駒 進
教育次長	坂 本 勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 伊 与 木 美 穂

議事日程第3号

平成22年6月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議事の経過

平成22年6月16日  
午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。  
諸般の報告をします。  
田辺守君から欠席の届け出がありましたので報告しておきます。  
これで諸般の報告を終わります。  
日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許します。  
初めに、次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

おはようございます。  
一般通告書に基づきまして、できる限り沿うような質問を致したいと思いますので、よろしくお願ひを致します。

まず1問目ですが、町内には昔は保育園だったもんで、質問の中で園という言葉が出るかもしれませんけど、そのへんはご了承ください。現在、使われてない休所というんでしょうか、保育所施設が町内にはかなりの数があります。それについての質問をさしていただきます。

町内では、地域での保育を希望される保護者の方々の声のある中で、一応、行政の方は保護者の方々と話し合いの結果、保育所の統合を推進されてきたことによって、現在は拳ノ川、伊与喜、横浜、旧佐賀、伊田、上川口、東部、早咲、旧中央、浜松、上田の口の計11の保育所施設が休所。その中で私が分かってる部分でしたら、伊田が地域の方がリーダーになって活用をされておるよう記憶しております。かなりの頻繁な頻度で活用されておるようです。それと上田の口の方は、何か老人クラブの方々が一部使わしてほしいということで区長から通じて、行政の方からの許可が下りたように聞いております。また、東部の方、東部というのは鞭の中にある古い保育園ですけど、この方の本体には教育委員会が事務所の方を閉鎖したときの書庫がそちらの方に収まっているように聞いております。

まあ、あの他の施設につきましても選挙があるときには、かなりのときには投票所となる所も多いことだろうと思います。

ところがですが、ほとんどの施設につきましては常時は活用されることではなく、そのままになっております。また、その保育所の場所でありますが、それも住宅に近い場所とか、少し離れて住宅地から目の届かないような所にもあります。こういうことが起こってはいけない、またあってはほしくないことですが、窓ガラスが割れるとか、室内に入るとか、また夏休みなんかの子どもたちの集まる場所、それも、時間的に昼ではよろしいんですが、暗くなってからの集合の場所とかになった場合によりますけど、その場合に大方地区、佐賀地区、それぞれに青少年補導育成センターを設けております。その職員の方々が何かあったという声を聞いて、さあ対応しなければならないと思います。そのようになったときにすぐに施設に入れるかどうか、という問題が出てくると思います。

町内すべての施設は所管の課が管理はしておりますが、佐賀と大方とに分かれています。それで、

まず旧大方地区でしたら、すぐ前に走れば鍵も借りろうかと思いますが、佐賀の場合に、恐らく佐賀の方で鍵の管理はしていると思いますが、すべての鍵の管理が本所の方にあるのか。それぞれ分けて佐賀支所と本所の方で、休所の保育所の鍵の管理をされているのかについて、まず1問目の1でお尋ね致します。

2問目と致しましては、休所の施設を地域の活性に取り組まれる住民の方が、個人もしくはグループ等で、特産品の開発とか販売、または地域の住民の方々、特に高齢の方々が週に1、2回集ってそこで雑談をし、お茶でも沸かして飲むとかいう交流の場所としての活用などの使用申請があれば、許可が出されるのか。これ、あくまでも個人とかいうことですが。それとも、申請については個人ではなくリーダーを決めた組合、約款を持つ組織をつくり、法人もしくはNPO非営利団体などの組織化が必要でなければ使用許可が出せれないものか、いずれかをお尋ね致します。

それと3問目、これはあくまでも使用が許された場合を前提にした質問になりますが、使用許可された場合には、営利目的での使用は、当然使用料は支払うべきですが、もし行政として一定期間について事業支援として使用料の減額措置、まあ1年ないし2年を取れるものか。

また、営利を目的としない団体が使う場合、特に地域の高齢の方々の集まるサロン的な利用の場合は、水道光熱費はその方々に持っていたかないかと思いますが、施設そのものは無料で許可を出されるものか。

それについて以上3点について、まず1回目の質問を致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

おはようございます。

森議員の一般質問にお答えさしていただきます。

休所の保育所施設についてのご質問ですが、未使用の施設の管理について、1番目ですが。

統合によりまして旧保育所については、先の3月議会で承認をいただきました上田ノロ保育所、上川口の保育所については総務課の管理に所管替えを行っております。大方地域のその他の5つの園と佐賀保育所の統合による旧保育所4園については、健康福祉課の管理となっております。

ご質問の佐賀地区の管理ということですが、こちらの方に管理は移管されておりますが、通常の鍵の管理は佐賀支所の方、また佐賀保育所の方で管理しております、どちらの方で施設の管理については、こちらから連絡を取ったりしてやっております。

2番、3番の使用許可のご質問でございますが、跡地利用については地域の福祉向上につながること、また地域が主体を持って管理できないかいろいろ検討をしておるものですが、まだ施設管理がすべておりません。ご質問がありましたように、伊田、東部等はですね地域の会合、またサークル活動に使用していただいておりますが、大方地域の3カ所については利用が決まっておりません。その一部の所では利用申請も出ておりますが、建物が古くですね、なかなか改修に掛かる費用とか、まだ詳細協議ができていないという状況です。その中で、伊田と中央保育所についてはですね、選挙の投票所ということでも利用していただいております。

現在の施設は児童福祉施設として建設されたものであります、使途が福祉に関係するものであります町の許可で使用が可能です。ということで、地域住民が福祉向上のために使用することはできます。しかし、利用目的を変える場合は、その営利目的とかいうことになりますと制約を受けることになります。すべての施設が国庫補助事業によって建設されたものであります、施設の目的外利用では耐用年数内の場合は補助金の返還が生じることもあります。

ご質問の住民グループが商品開発、販売というような形で利用する場合はですね、利用目的が異なりますの

で、国、県の許認可、またその組織形態を問わずそういう手続きが必要になってきます。

営利目的を利用としない福祉事業の場合にというご質問ですが、無償で使用できないかというご質問でございますが、地域住民の福祉が向上が図られるような利用形態であれば、無償貸しも可能だと考えております。

町としても、今後利用活用を検討していきたいと考えています。地域の意向を聞きながら対応していきたいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁の中でかなりのこととは分かりましたが。この施設も確かに言われるように、保育所の補助金で建てている関係でまだ償還中とか、それからいわゆる耐用年数以内とかいろいろ諸問題があって、なかなか一概にはそういうものにはなかなかの利用が難しいというような答弁があったと思います。

そういうこと等を含めますけど、まあ空けておいても意味のないものであると思うんですよね。それで、補助金とかいわゆる耐用年数とか、それは諸々の法のくくりもあろうかと思います。けど、今ほど地域、地域と、行政も一生懸命になって地域の活性化とか地域のためにとか、いろんなことを言いますよね。それを考えた場合に、今の答弁の中でいわゆる県、国に何か申請の許可を逆に出していく手順を踏めば、その許可が得られるというように私は解釈したのですが。もし、そのように例え切れてなかっても、そのようにまず県に上げ、国に上げていって、許可が取れて使用ができるかできんか。やはり、今から地域のことは地域で頑張ってくださいと言つてるのが今の行政やなかろかと思うんです。ほいで、年のいた人もそこで働くことによって健康を維持し、一生懸命頑張つてもうて、そこで笑うてやるということは、これは健康福祉の方のいわゆる医療の問題にもかかわってこれる部分が含まれると思います。

総合的に言やあ、お金が入ってくる営利目的ができないという、確かにくくりはあろうかと思います。けど、なかなかそこの活性化をやりましょうって立ち上げてやっても、やはりそこに営利目的いうたら言葉は悪いかもしませんけど、やはり一生懸命そこで頑張つたら、月にわずか1万円でも自分のお小遣いが増えるいうことが前提にならなければ、なんぼ地域起こしじゃなんだと言っても、その前には進んでいかんと思います。

それと、一番のネックになるのが地域起こしをしようといったときに、その活動する拠点になる場所、施設、そういうものがないということがよね、一番のネックになると思うんですよ。で、保育所であれ学校であれ、休校なってるものなら活用できるものは活用していく。まあ学校はまだ休校になった学校というのは、北郷小学校と馬荷小学校。ほんで、馬荷小学校も北郷小学校も地域の方が活用しておりますし、北郷は地域が活用してるし、馬荷は馬荷でちゃんとした活用がされておりますけど。

やはり地域の活性化っていうことをものすごく言って、それで地域のことは一生懸命やってくださいと言われるんならば、法的に、今空いてる施設の保育所、伊田、上川口、東部にしろ早咲にしろ、それいろいろ空いたスペースは、全部使ってないところは一部共用して使うということできると思います。利用の仕方はいっぱいあろうと思います。そのためには、今から住民の方々にそういうニーズを求めるがでしたら行政が、それが上がってくるときにはこういう方法があるから、ほんならこれでいきましょうかというように、一応県、国にやっぱりこの申請で、営利目的でやってえいものか、営利目的でやる場合はどういう法のあれをしていかないかんか。そういうことも一つ一つぶしていっとかんと、やっぱりやろうと思うたときに、営利目的じや使えませんよということになってきたら身動きが取れんなってくるがやないろうかと思います。

一時的なボランティアはね、1年、2年のボランティアとか何とかはね、そらできると思います、勢いがあれば。けどこれ、継続的にずっと地域のことを考えて、もしそういう行動を取ろうと思えば、少なくとも営利

目的のこともできない限り、それがうまいこといったら地域の発展につながることにもなろうかと思うし、そういうことも含めたときには、これはもう言わせんけど、保育園を管理しよう福祉課だけではなくって、産業推進室とかそういうところも一緒になって連携せないかん部分がなってくるかもしれません。けど、実際に町に対して、これを始めるけん補助金をくれというがじゃなくって、自分らあで持ち出して頑張ろうとしたときに、そういう施設が使えるか使えんか。仮にこれが営利目的でない、老人を集めて、集うてやるとしても、そういうようにきっちり借りてやれるということが前提でなければ、なかなかね個人の家を開放して、中には県外の方なんかには、老人集めるためにリフォームして家の中をそいやって、集う場所にしてサロンを造った方なんかもおいでるみたいですね。それよりは今、これを眠らすいうことが私、ものすごいもったいないと思うんですよ、こういう施設を。

課長が言うように、なかなか耐用年数も過ぎて中も、いわばトイレにしてみてもよね、大体が子ども用のトイレですので大人が来るトイレには改修の必要性も生まれてくるとか、そういうところの予算的な改修費も出てくると思いますよ。思うけど、こんなに遊ばしていくということがもったいないんでなかろうかと。あるものは活用していったらいいんじゃないでしょうかと思うんですよ。

まあ実際、集会所らあもあります。集会所なんかも、部落の人が使う分にはよね自由に、もうほんまに言わんけどグループの会合まで、錦野の場合は申請があったら全部使ってくださいということでやっております。そのようなことを考えた場合に、遊びようということが、減価償却はしていきようがですね、遊びようとも。それなら、どうせ金が減っていきようがやったら使うてもろうて利用した方が、行政も得やし、住民も得ではなかろうかという。

それと、ひとつまた話は元へ、あれですかんど。もう1点確認取りたいんですけど。どうしても目に付かない場所という施設というのは、どうしても少年、青少年のたまり場になりよい。また、大人の目に届かんどこでね、自分らばあが集まって騒ぐいうがはね非常に楽しいもんです。それを、芽を摘むというがじゃないんですけど、まあそういうグループで遊ぶこともいいんですけど、往々にしてグループになるとたがが外れるというんですかね、一人一人の子どもさんになったときには、もすごく従順でかわいい子だけど、グループになってしまふと何かその、みんなで渡れば赤信号怖くないとかいうような感じでやることがあります。

あってはならんんですけど、錦野の公園なんかでも過去には、夜、私の管理も悪いいうこともありましたけど、青少年が集まってシンナーの代わりに卓上プロパンを吸うという行事をやってもらってまして。1年、もう5、6年前ですけどボンベが24缶。私は震えましたよ、あれには。ほんでもうすぐ、青少年の補導センターと連携して、補導センターにも出して処理しましたけど。そういうことで今ちょっと、あのガスボンベを吸うがが今ちょっと下火みたいになっていますけど。今の子どもさんは、そういう大人の目に付かないところになるとそういうことをする可能性もあるということで、保育所の空いちょうとこでそういうことがあったらいけない。

スムーズに補導センターの方との連携で補導センターがずっと入る体制は、鍵は佐賀にあるということですので、佐賀地区については佐賀の補導センターがすぐ鍵を借りて中に入つてもよろしいでしょうかということと、それと、今お聞きしたいのは先ほどの答弁の中に、いわゆる償還が済んでない、もしくはそれの耐用年数が来ていないものについては、営利目的ではなかなか難しいけど、私の聞き違いでなければ、今の答弁の中で県、国に申請をすれば、それも可能ではあるように受け止めましたが。

それについて再度、お答えをお願い致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

お答え致します。

先ほど答えたようにですね、現段階では休所の施設、一部の保育所は利用していただいておりますけど、大部分の施設がまだ利用しておりません。現段階では施設整備の構想が出されておりませんが、町がですね、今後この施設についてどういう福祉目的で利用していくのか、その町の管理下ができるもの。それと、町が他の目的に利用するもの。それから、このまったく別の福祉目的でなくですね、もうこういう施設が不用になったということで、その他の団体が他の目的に利用すると。大きく分けると3つにならうかと思います。町が福祉施設に新たに整備構想を持って整備する場合は、国、県の許可を得て他の目的に替えていくということは可能だと思います。

それから、町ほかの目的、先ほど言った加工場とか産業振興の面で利用する場合は、条例を廃止して新たな条例を制定して、そこで貸し付けとかしていく方法。それと、他の団体が営業目的に使用する場合は、耐用年数内においては補助金の返還が伴います、ということになります。

現在の中で、建物に補助金が返還を伴わない場合はですね、現在、早咲の保育所、中央保育所については鉄骨造りでありまして、耐用年数を経過しております。この2つの施設については、建物の取り壊しとかいうことは可能になっております。いずれにしても町の方でどういう方針を持つか、今後検討していくかなければなりません。

それと、佐賀保育所の鍵の件ですが、当然ですね、そういう急を要する場合は佐賀の方に連絡して、開閉をしてもらい、そのようには考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

かなりは分かつきましたけど。

まあこの早咲、中央については、償還いうか耐用年数が過ぎちようという答弁だったと思います。

けど、この早咲の場合ですけど、土地が個人の土地。これ、表向き建物は町で建ててますけど、土地との絡みがあると思うんですよ。中央はすべて町有地に建てるというように自分は記憶しますけど。ほかはいろいろあって、中にはまだ町有地でなく、民有地の上に町有財産が建ってる部分もそこそこあるがではなかろうかと思いますがね。

そいでまあ、今のお話でいくと営利目的で使う場合には、まずいわゆる償還がまず先だということですので、それもなかなか予算的なもので駄目でしょうということを含めての答弁だろうと思います。けど、そうするともしそういうように地域おこしをやろうとする場合、こりやあまあちょっと健康福祉から外れるかもしれませんけど。その場合には、いわゆる町の産業推進なら産業推進の方に話を通し、そこで練り上げて、産業推進室がいわゆるその施設を使うという形になって、その事業の委託という形ではできることになるんでしょうか。ちょっと複雑になりますけど、話が。私はほんとにこういうことで、今から地域が活性化するには、にぎわいも確かにでしようけど、やっぱりそこに物事をすることによって、いくばかの収入が得られるということが、人として一番喜びではなかろうかと思います。それと、自分の作ったものが人に喜ばれて買われていくことによる喜びもあるうかと思うし、それはやっぱり働く、高齢でもものを作り、生産、作って出してということで、いわゆる認知症の防止にもつながる部分もあるうし、健康を維持できるということになりますと、国保の方にも一定限いい面も含まれるし、いう部分がありますのでね。今からほんとにこの施設を利用して物事を始めたい、そういうグループの方々が今から出てきてもらわなかんと思うし、また執行部の考え方は、そういう方々

を援助するという方針だと私は、そのようにとらえておるがです。それが、まるまる町からの補助金を当てにして事業を起こす人を優先されるのか、こういうことが起った場合に。それとも、自分の自力でやるから、せめて建物と何とかしてくださいと、ほいでそういうときにこの施設を、今やつたらなかなか難しい、使えんということになってきてます。営利目的で町以外のもんが使うことはまず難しいと、法的にも、いう答弁だつたと思います。そのへんは結局そういうように、補助金が欲しいとか何とか言わずに一生懸命やってみたい、ここ3年使わしてくださいとかいう場合によね、町が代替わりになって、そこの中で仕事をさすようなシステムがつくってあげればよ、そういうことではまた地域おこしも発展すると思うがですよ。

一番の問題はこれ、ただこここの空いてても減価償却していないかんもんです。返済もせないかんけど。建物がある以上は、遊ばすということが一番無駄だと思うんです。活用される、それが営利目的じゃなんじやないけど、活用されてそれの稼働率いうんですかね、その園の。今まで毎日使って、日曜日と祭日ぐらいしか休みはなし。あと全部、1年の中ぐるぐるぐるぐる使ってますよね、保育所いうものは。そういうことを考えたときに、それは活用されているから生きてるもんであって、閉鎖してしまって使い勝手は、確かに今の福祉課長の話を聞きますと、なかなか我々が考える以上に法のくくりがあり、なかなか難しいと思います。けど、一言あった部分が、町が主体的にすることだったら条例を変えて使い道もできると、営利目的は。ただ、福祉にかんすることやつたら、そのまま営利目的でなかつたら地域の方が集まって、コミュニケーションの場所をつくって、お年寄りと子どもが週に一遍集まって遊ぶとか、お年寄りが集まって遊ぶとかいうことについてはいつでも解放ができると、届けさえ出してもうてちゃんとした組織でもないろうけど代表があって、代表者のあれじやつたら使えるというような答弁だと思うんですよ。

一番大事なのは、今からそれも大事ですけど、一定こういうわずかでも、年間5万でも6万でも、月にしたら悪いんですけど、2,000円でも3,000円でもおじいちゃんおばあちゃんにしたら、孫にやるお小遣い。これが得れる収入というのもまた、孫にやる孫も好く。錢で釣るということはおかしなことですけど、まあ大体、大きいなってきたら孫とおじいちゃんとの関係はお金の関係のようなものですね。そういう意味もありますけど、やっぱりそういうように年金が少なかつても、その上わずかでも収入があるということはええことやなからうかと思いますがね。

地域に入っていくて、今町長は地域に入っていくて地域の人との膝を交えていろんな話を聞いてくと言ふんですから、やっぱりそういうときに地域に本当にそのような声があるんだつたらよね、町が主体になってそこを活用していくといふ。ただしその代わり、営利目的の場合はきっと使用料も取れるような条例の改正をしておかんといかんと思います。ただしそのときには、スタートして1、2年は減免でいいとも、だんだんにそのもらっていく。そうすると町にも収入もあるし、三方両得いうたらおかしいですけど、やらしてもらう方もええし、品物買う人もええし、その施設を持つちよう方にもいいという面があろうと思います。

そういうもん含めて、もし営利目的のお話が挙がった場合にはよね、町が前に立ってそれを条例の改正しても使えるようにやっていくか、いうことの考えがあるかないかについてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご質問にお答え致します。

保育園を核とした遊休施設の有効活用につきましては、選挙戦を通じてもいろんな地区でお話をさしていました。そういう中で、とにかく森議員からご指摘いただきましたように、遊休のままで遊ばしておいておくのはもったいないと。そういう中で地域の中から地域の声が上がって来て、こういう活動に使わして

いただきたいと、そういう声が許可申請という形でぼつぼつ上がってきております。

また、ご指摘いただきましたように営利活動につきましても、先ほど課長が答弁致しましたように、耐用年数内であれば補助金の返還等々も生じてくるわけでございますが、ご指摘いただきましたとおり、営利活動での使用許可についてもこれからは町としても踏み込んでまいります。これから耐用年数内の建物については、じゃあ営利活動について使用許可を出した場合に、一体どの程度の補助金返還が生じてくるのか、そういうった資料整備を進めてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

これで1問目の質問終わらせてもらいます。

2問目の方に入らせていただきます。

2問目の方ですが、これは今情報基盤整備の事業をやっております。これにつきましてですが、5月にこういうパンフレットが家に入ってきました。これが入っておりました、5月の配布の中に、こういうパンフレットが入ってきてましたんですが。これすぐに、また担当の方に電話を入れて私はこれじゃ分からんよという、説明では住民の方には分からんよという、いや口いうか、あれを言うたがでしたけど。

今回、この情報基盤整備のことについて関連で質問させていただきます。当然、今言ったように5月には役場から来て、各家庭に配布されたこのパンフレット。この告知端末機については全世帯に設置しますがと、ほんと、ただし平成23年の12月までの申し込みが無料と。それを過ぎれば引き込み費用2万4,000円でしたかね、何かの費用が必要になりますとあります。これちょっと僕勘違いしてて、勘違いやなくて私が問い合わせしたときには、いつ引き込んでもいわゆる告知端末機についての工事は無料ですという話だったもんで、それを住民の方に話してて、それでパンフレット来たんで担当と話したら担当の方の説明した方が、私の方が間違えておりましたと、説明が。ということで、私はまた今度、説明した人に断りをした記憶があるがです。

この事業ですけどね、この事業については町長も推進だと思いますけど、この事業について。住民の声となるアンケートは一度も取つとりません。で、私これも住民が望んで、6割、7割の方が賛成してやった事業でこういうものだったらよろしいんですけど、まあ行政のトップの方がある日突然ねえ、不退転の決意で推進という発言をされて、それからがつとこれが進んできたと思います。で、これは最初から有線の告知端末機を付けるということが、いわゆる一定限福祉にもつながるというような言い方を説明の最初の方にはしてたという記憶があるのですが。それからいきますとこれ、町内在住の住民の方については、これが過ぎろうが必要とあれば、やっぱり無料で付けるべきではないろうかと、私はそのように考えておりますがね。

これ、よそから来て24年に家を建てたと。その場合には工事費が要りますよと。けど、役場としては防災有線については全戸へ付けていく。これ拒否された方は無理でしょうけど、全戸へ付けることによって、防災機能を付けるからという意味で付けちようと思うんですよ。それからいけば、いつ何時こちらに入ってきたても、一家に1台は付けるという話だったんでそれはおかしいことになるがやないろうか。まあそれは行政もお金のからみもあります。予算的なもんもありましょう。後から来られたけんいうて、その予算がなければできないということにもなろうかとも思いますけど。これは、私としては行政が必ず各戸に付けてくださいということで今、回っていると思います。それからすれば、やっぱりいつ付けようが無料でなければおかしなことになろうかと思います。それは2台、3台付ける分については有料でええでしょうけど、重要な部分に1個付ける分については当然無料にすべきでなかろうかと思います。

それと2番目になりますが、現在の共同アンテナでテレビを見る地区の方から、難視聴地位の方から、結

局ケーブルを引かれる、いろんな面で便利になりますと。けど、共同アンテナで利用した場合には、出し分が少ないと。ほんで今からの長い年金生活を考えると、月々1,050円消費税込みの。これをずっと永遠に払い続けることを考えたら、なかなか大きな負担になりますと。で、現在の共同アンテナを何とか地デジ対応にはできないものかと。もともとこれなんかも国の方では予算を組んでた部分がありますけど、町の方の担当の方は、なかなか予算は国から来んとかなんとか言いもって、なかなかオーケーが出ざった部分がありますが。まあ、もうここまでやりかけたことですので、なかなか行政からの補助はつけづらいと思いますけど、住民の方にしてみれば、できれば補助で2万ないしぐらいの自らの出し前で、共同アンテナで見たいという声があります。

そこでお伺い致しますが、その地域の住民の方々の強い要望があれば、執行部としいていわゆる共同アンテナへの補助の対象にするかしないかの考えがあるかについてお尋ねを致します。

3番目、現在ちょっと国道縁の入野本村、芝地区の間で亜鉛引きのポールが立っています。なぜかなと思って工事をなさってる方にお聞きすると、隣の電柱にはこのケーブルをかけたら、いわゆる許容範囲を超すので、別途に端に立てて、それにケーブルを立てていきますというような話を聞きました。ある所では、こんなもんなかったと思うけれど、亜鉛引きのポールの支柱が立つちょうどこもあります。電柱を支えとして付けましょうどこもあります。これも、この間の予算でかなりは出ておりましたけど、工事をやっていく過程でなかなか町全体ではまだつかんでなかつたと思いますが、だんだん工事が進んでいますので、この町単独でのポールと支柱などがどれぐらい一体必要になっていくか、今現在のあれで。

それと、町道なんでしたらポールを立ててもそれは町有地ではいいでしょうけど、民有地の場合、個人の土地を利用しちゃう場合がありますと思います。その場合にはやはり、地権者の方に1本当たり年間なんばかの値は出さければいけないがじやなかろと思いますが。そのあれば、大体土地の使用料としては、どれぐらいを見積もっておられるか。

今、告知端末機をどんどんどんどん推進されております、設置を。それで60数パーセントの申し込みがあつたということです。私も問い合わせは来ます。来た人については、必要なもんやとあなたが思えば付けたいでしょ、というように言つて、まあ付けるなとはまだ1回も言つたことないです。当然、欲しければ付けてくださいと。ほんでただ、お宅はテレビが映るでしょう。たら、いや、さんさんとかテレビ高知は映つてる。だったらもう、光ケーブルのケーブルテレビに入らんでも、そのままテレビは見れるけん、告知端末機だけ入つたらええがやないですかというようにお勧めしております。

この中で、なかなか分かりづらいところがあつて4つのコースとかいうて、このお知らせの中にもこういうように載せております、コースを。こうすると、年のいて分からない人になると、入らないかんがなかなというような感じになってきます。そのへんの説明もきっちりしてあげなければ、お年寄りにはなかなか理解が得れてないといふように思う部分があります、話なんかの中で。

それと、私の一番懸念しようがは、受信可能なご家庭に対するケーブルテレビの加入の要請。これは絶対にすべきではないと思います。余分なお金を払ってくださいということになりますので、そういう行動は絶対、しないと思いますが、執行部としてそのへんをどんなに考えておるのかということと、告知端末機やなくって光ケーブルが入ってきて、これ家に入るまでに2カ所取り付けの道具が要つたと思うのですが、この取り付けが当初の説明とはだんだんに違つてきて、最近ちょっとと話を聞くと、外にボックスいうてプラスチックのボックス付けて、塩害防止のために外へ付ける機械、家の中へ付ける機械をその中に入れて、今までの話では穴を1本開けて家の中に入れて、その中から告知端末機、テレビ、それとインターネットと3本の端子が出て、その端子から取るような説明を、私は聞いた説明がその頭へ残つてますので、当初の説明が。今の話を聞きようと、こう外に全部付ける関係でそれぞれ3本穴を開けて、家の中に引き込むような話をお聞きしております。

そうすると、今、町が地域の電気工事のできる方々を集めて、この工事を致しましょというように声は掛けておりますけど、一番ややこしい、家に穴を開けるというところの工事にならうかと思います。なかなか3本も穴開けるいうたら、細いもんにかわりませんけど3本穴を開けるいうとなかなか難しいと思いますが。そのへんはなぜ外に付けて3本穴開けて、中へ引き込まないかんようになったのか。当初は、外に光で来たものを電波いうかその置き換えて中に1本入れて、中で今度3つに分離するような話の説明がほとんどだったんですけど、最近聞くとどうも全部外へ付けて、外から3本入れるというような話。それから、既存のテレビのアンテナにそのままテレビの分はつないで見せるとか。テレビの既存のアンテナは、上がちょうどしたら十中八九、光に入らんでも、この来たからいうてこれにつながんでも中のテレビさえとか、チューナー買うとかテレビ替えたら、テレビは対応できるご家庭やと思うんですよ。

そこがなぜそのような、やりよう工事のうちでいろいろあろうかと思いますけど、今までのことについてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは、森議員の一般質問の情報基盤整備事業についてのご質問にお答え致してまいりたいというふうに思っております。

ご質問の告知端末機の設置につきましては、昨年12月の議会で議決をいただきました、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例、および同条例の施行規則に基づいて実施しております。

その規則第16条ですね、加入金及び引き込み料の費用を免除する期間は23年12月31日までとするということにしておりますので、それに基づいて設置しておるという状況でございます。

このようにしたのはですね、この設立当初から加入者ができるだけ確保させていただいて、整備後のケーブルテレビネットワークサービスをですね、安定した運営にしたいということであります。そのようなことでですね、一体的に整備してまいりたいというふうに考えております。一体的に整備しない場合は、やはり町の持ち出しといいますかそういうものが増えますので、そのようにしたいというふうに思っております。

いつでも、どこでも設置は無料とのご質問ですけれども、引き込み工事をですね無料としたのは、やはり議会の皆さんの同意を得ながら進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、繰り返しますけれどもやはり一番懸念されております運営ということのためにも、そのようにさせていただいておるというところでございます。

次に2番目の件ですが、基本的にはですね、この事業そのものは黒潮町の総合振興計画に明記されております。町内全域を光ケーブルでつなぐことにより、安心、安全、快適な黒潮ネットワークの整備をするということで、町内の情報格差をなくすことを目的としてですね、設置してるものでございます。この事業につきましては、これまでの議会の中でもですねさまざまご議論をいただいた上で実施しているところでございまして、この方法以外の事業への取り組むことはですね二重投資になりますので、現在のところ考えておりません。

なお、高齢者だけの世帯、あるいは生活保護世帯、重度の障害者がいる世帯につきましてはですね、使用料の減免を考えております。

次に、3番目として自営柱のことについてお答えしたいと思います。

伝送路は、将来の維持管理費を考えましてできるだけ民間、NTTと四国電力柱になるわけですが。その共架で対応したいという考えです。しかしながら、どうしても共架できない場合はですね、自営柱を立てて対応を

しております。自営柱はですね、今後の電柱の強度調査や地権者との交渉にもよりますけれども、全体で 120 本程度を見込まれております。

それから単価のご質問もありましたけれども、地目にもよりますけれども、田で 1,870 円。山林ですと 870 円程度を考えております。

それから、訪問で要請すべきでないということでしたけれども、基本的にこの説明はですね、全員の方に説明をするという基本に立っておりますので、説明はしてまいりたいというふうに思っております。

それと、各家庭への配線のこともありましたけれども、基本的には、それぞれの整備を進める場合ですけれども、1 本の穴に 3 本を入れるということは可能というふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

告知端末機を説明に上がって私、行くことはよろしいんですよ。そのときに、テレビの映っちら所にもよね、テレビが入ってくださいというような、いわゆる告知端末機はなんぼ付けていうて、全部町内に付けてもこれは、行政が言うように福祉の関係という形で取り付けていくんですから、防災の有線放送ですので。これの推進は結構ながですよ。一番困るのは、映るにかかわらず、ケーブルテレビへの加入の促進は避けてくださいねって言ってるんです、私は。そういう説明を求めたにかかわらずよね、そこはのけてこれはやりますというから、私のお尋ねしたのは告知端末を付けてくださいって行政が行って、パンフレットも持つていって、付けてくださいってお願いすることは止めやしませんよ。一番懸念しそうがは、テレビが映るにもかかわらず一緒に加入促進はしないでくださいねと言ってるんです。一番問題は、これが 100 パーセント告知端末機が付いたところでよね、町は 1 円にも収入になりませんのね。収入を上げるには、インターネットとテレビの加入ながですから。

これ、言われんですけど実際に共聴アンテナで見れるところやったら、年間 2,000 円ぐらいから 3,000 円ぐらいの出し前で、テレビだけやったら見えるわけよ。二重投資や言うけど、もともと国から 3 万 5,000 円を超す分については全部国が免除しますよという、援助しますと。一戸当たり 3 万 5,000 円以上になった場合には、持ち出しが。すべてその超過した分は国から見ますという通達が来ちょっとはずでしょ。それ町は、全然住民には説明してないでしょ。それも出し、これも出しして、結果的にケーブルになった。その中の再度付けてくれいうがやったら、それは無理でしょ。そういう説明してないでしょ、その地区の人らあに。これは県から来たあれがありながら、無視しちょったですよ、調べに行ったら。宮地議員と一緒に行ったら、来ちようけど下では止まっちゃうですよ。なんで知らせられたというたときに、県から来た補助、国から来た補助について、すべて住民に知らせるとは限りませんという答弁でしたよ、そのときの話は。これ、映る人がわざわざ 1,050 円払わすこともないでしょ。そこを言ってるんです。お年寄りで、役場から来られたら、はいはいって入る人もおろうけど、テレビが映るか映らんか。テレビを替えるか、いわゆるチューナーを付けたら地デジが対応できる家庭まで、加入はやめてくださいねということを言ってるんですよ。

私は、告知端末機はどうぞ行って、入れちゃってくださいや。この説明ですけど、こんな書いてもこれ、なかなか高齢の方でも分かりづらいと思います。もっと簡単に書いてあげらたらこれ、まあ作った方は分かりきったことで書いちょると思いますけど。これ告知端末機のあれをするがやに、これわが家には関係ないと思っていませんかって情報基盤整備事業、町内すべての世帯が対象ですと。こん中には告知端末機、これは対象ですよね、全世帯に。そのためには、光ケーブルを引っ張っていかんことにはこの告知端末機が付きませんよ

ね。それについてはなんちゃあ、あの役場がやるべきことでしょう。防災の無線の代わりに付けたがですから。

これに対して、これを行ったときについての餅に、そういう勧誘はやめてくださいねということを言っているんです。今のお話聞くと、総務課長の答弁では入らしてもらいますと言うけど、告知端末機を付けらしてくださいって行くがじやなくって、加入を促進に行くと私は受け取ったがです。ケーブルとかインターネットとか。必要なものに付けらすことではないと思います。第一、高齢になってお金のない所へ行ってよね、わずか1,050円いりますけどね、年間で1万500円ですか。そういう計算していったときには、かなりのものになってきますよ。それは、総務課長、退職して年金がもらうようになったら、ほかの人よりはよかったとしてもよね、それ以外の収入がないなってきたら、痛み分かると思いますよ。今は、どうこう言えども給料があって、それからボーナスも出よう。現役で働いているときは、そりやあ収入もあるからいいでしようけど。

みな言ってるのは、年金暮らしで、それも年金もそんな悪い年金やない人すら、やっぱり出費いうものについては敏感になっております。なぜいうたら今まででしたら退職金を預けて、銀行の金利がええけん退職金の預けた金利、1千万とか2千万とか貯蓄した分を預けちよつたら、老後それの利息で、プラス年金でかなり暮らせた人が、今の国のがれが変わって、いうたら持つちよつた貯金を取り崩さらったら生活ができるような状態になってきてるんですよ。これは、ごめんね、黒潮町が悪い言いようがじやないです。これは国の制度で低金利になった結果ですからね。十数年前までの、退職の方々は、その退職金と預けた金と年金とで優雅な生活ができたものが、途端に取り崩さな生活ができる状態になってきてますんで。そういうことを含めたときに、映らない所はそら当然仕方がないでしよう。それもできれば、1カ月の負担が少ないに越したことはないということで、地域の方々は思っております。

再度お聞きします。

これ、情報基盤整備事業は推進することについてはもう決まったことやし、これは告知端末機を付けることについては、それは役場もやる言うた以上は責任がありますから、各家に行って付けてくださいというて言わないかんでしょう。けど、そのときに問題は、テレビの加入を促進をするのはやめてくださいねと言いうが、映る所はですよ。

けんど、これは完全に行政のあれで、お金を払わなくてはいけない所と、払わなくてもかまんテレビが見えるとことをつくってしもうたい結果になると思います、ある意味では。便利になっていろんな情報が流せると言いますけど、実際にはお金が要らん人と、お金をずっと払い続けないかん、2種類の地域をつくっていたということになります。

今のところで、そういう無理な勧誘はしないのかいうこと等を再度お尋ねします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、森議員の質問にお答えしたいと思います。

基本的にですね行政の方と致しましては、持ってる情報のできるだけの開示、それが基本です。その中で、特にこの情報基盤整備事業につきましては、現在町が考えております情報、考え、これについてはすべて説明をさしていただきます。基本的にですねそのことは、基本を持っております。

それで、ポイントは強制するかどうかということですが、情報はすべて皆さんに説明させていただきまして、あとはもう、その相手の判断ということで考えております。強制は致しません。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

これで私の質問、終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、10時20分まで休憩致します。

休 憩 10時 00分

再 開 10時 20分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、村越比佐夫君。

1番（村越比佐夫君）

通告に基づきまして3点ほどお伺いします。

1番、改良住宅の耐震の関係を質問出してありますけれども。

担当に聞いたら19年度で、入野の万行の改良住宅の調査を行ってますわ。そういう関係で、恐らくここよりええこともないし、まあ恐らく悪いやろうなという感じで、あえて費用掛けて調査する必要ないと思います。

ほんで、この資料を基にして地元へ具体的に、今後の改良住宅の取り扱いについて、ひざを交わして話し合いをする考えがあるかないか。

そこ、1回目にお伺いします。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（濱田仁司君）

失礼します。

村越議員の質問にお答えします。

耐震診断のことやと思いますけど、耐震診断をするかどうかということ。それから話し合いをするかということですが。佐賀の方については、耐震診断をしておりません。さっき言われましたように19年の3月、18年度ですけど、18年度で19年の3月に、大方については3カ所について耐震診断をしております。佐賀の方についてはしておりません。佐賀の方も改良住宅については47年、50年の建築のブロック構造となっておりますので、耐震診断が正式には必要かと思います。

大方の方についての取り組みいか、大方が耐震診断をやった後の経過のことについて、ちょっと説明させていただきます。

黒潮町の改良住宅は、162戸あります。22戸がRCの鉄筋コンクリート。と、それから140戸の建築ブロックいうかCB構造となっております。

大方については18年度の、さっき言いましたが19年度の3月に耐震診断を四万十市の設計業者に委託し、公営住宅1軒、改良住宅2軒について耐震診断を実施しております。診断の結果は、3軒とも耐震性能なしということでノーグッドとなっております。他の改良住宅も構造が同じで建築年数が古いため、同様に耐震性能はなしと見込まれます。

また、この構造については有効な耐震補強方法がないそうです。県に対応を尋ねたところ、用途の廃止を行

い、払い下げをするか建て替えをするかしかない回答でした。

この結果を受けて、対象関係者に町として耐震診断の結果説明会を実施しました。町の説明として、工事の高い次元の診断方法がないこと、補強方法がないこと、建て替えをすると家賃の増が見込まれること、払い下げを受けて個人住宅を建築することも検討していただきたい旨の説明を行いました。入居者からは、それぞれ生活状況が違うので、できる限り個人の希望に沿う形での対応と情報を早く伝えてほしいとの意見でした。

また、耐震診断の結果に対する具体的な希望や要望はありませんでした。

町の回答として、現段階で方向性が決定しているわけではないので、全国的な状況を見ながら、入居者の皆さんとこの課題について方向性を見出していきたいということで、現在、継続協議中となっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

48、9年に改良住宅建てて、構造的にもオイルショックもありまして、ブロックの中に3本鉄筋ぐらいがこう中へ入っているぐらいの程度なんです。こらあ当然、こら僕も中学校とか小学校の耐震ばつか気になって、毎日通りようとこの、改良住宅の耐震強度まで気が付かざったんですが。

非常に改良住宅は、ひとつのいうたら住宅法の中でも一番有利な、まあ入居者みたいなものでございまして。それについて従来、我々の最初の要求、目的は安い家賃で入って、やっぱこうひとつの持ち家対策として改良住宅で安い賃金払いながら、新築の家を建てるような貯えをしようじゃないかというひとつの目的があつたわけですけれども。まあだんだん社会の状況考え、今のいうたらその当初から入つておる改良住宅には、もうどうっちゃこちやならんような人もおる。そういう関係で、払い下げてもどうしようもない。ほんで、町が個人に払い下げるにしても、隣が他人やつたら壁はいうたらブロック1つやから、なかなか難しい。そういう構造になつております。

ほんで、一番最初建つたやつは48年かな。これは4連棟なんで、4世帯が一棟でおる。そういう関係で非常に払い下げるにも難しいし、また、改造するいうてもいうたら前後の土地の面積でなかなか補給がしにくい。こういう建て方になつておりますのでそこ考えて、確かにこの耐震強度からいうたら非常に危険な、震度4とか、5でもかなり影響するなあちゅうぐらいの状況になつております。それをいかに、どういうふうにやるか。ほんで、現在入つておる世帯の年齢。まあいうたら70から80ぐらいまでの夫婦がおるとか。それから、中年層とか若いし、こう調査してね、やっぱりどの年代を中心を合わせて住宅の改良ですか、建て替え。公営住宅のやつたら家賃も上がるけれども、将来思うたらその何年度かの部類は建て替えて、公営住宅に入居してもらうとか。いろいろ話し方があると思うんですが。

そらあ万行も佐賀も一緒ですけれども、一応そういう対象者と話し合いを9月議会まで持つていただけないかなと思いますが。その点の回答をお願い致します。

町長、それ簡単やから。話し合い。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご質問にお答え致します。

ご指摘いただきましたが、なかなか全容把握ができておりませんで、ちょっと詰まつてしましました。会につきましては、必要と感じておりますので検討してまいります。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

内々のことやきに、町内のことやきに検討もくそもないわ。

時間を取って、やっぱ夜でもねさいてやるいうて、積極的に地域入って話し合いをすると。

もう、何かあつたら防災じゃとかよ、ほりや津波対策じゃいうて、もう流行語になってしもうておるのにや  
ね、あれだけのいうたら耐震強度のない住宅をさげちよって、そこへもう足向けるがはちょっと苦痛かなと。

こんな感じでは、答弁では、私あんまり気に入らないですが。ぜひ、そういう角度から、やっぱ町の施設や  
から、町民の命を守るためにも足を運んで、できるできんはそら話し合いの中やから。

ひとつの事業として積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

会につきまして、積極的に取り組んでまいります。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

ということで、一応町の公共施設として、一番耐震強度の低い改良住宅、これを中心にして黒潮町内の住宅、  
人の生命、命をフォローしていくという姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

以上。

この件については、もうそこまでやります。

2番、高規格道路の中角のインター、インターの関係で宅地造成をしておる。ほんで、その立ち退きの対象者  
者が8世帯いうたかな。8世帯。これも大体こう高齢化していきよう。ほんでそういう中で、今いうたら政  
権の中で、課長が言わされたようにいつなるやら分からん。こういうような話なんですが。もう宅地造成はだん  
だんだんだんもう投資してお金は掛かりよう。ほんで対象者は年取っていて、なかなか新しいとこへ行くよう  
な年齢には程遠いようになってきておるということをお伺いします。

ほんで、その中で非常に不安やから、中角の区長とかそれに関連しちょう西村の議員らも区長らと町長のと  
こへ行って、今いうたら民主政権の中で、新規は認めないという話で非常に不安になったから、行て地元へ  
入って説明してくれと、今の現在の状況。いう話でやったけれども、なかなか町長も出向いて行かない。そう  
しようしたら、だんだんと年取って所持主が死亡したり、残った家族は不安になる。

こういう繰り返しの状況の中でね、やっぱ建設省の高規格道路であっても、町がインターの関係はどこまで  
の責任を持たされて、インターの作業に入っておるのか。その点を具体的にお伺いしたいと思います。

担当課長、分からんね。ちょっと分からんやろ。

誰か分かったもんおるかな。

課長。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 10時 34分

再開 10時 37分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それではお答え致します。

基本的にですね、高規格道路などは国と地権者との交渉といいますか、話ということになります。

中角までの工事については、ご存じと思いますけれども国交省の方からですね数年前に発表がありました、20年代後半だったと思います。ちょっと定かではないですが、20年代後半を目指して着手したいというような公表があったと思います。

従いましてですね、佐賀地域におきましては、基本的には国交省と今現在関係しております8戸の方の交渉の中で対応ということではあります、そのことがですね、4協の合併のときからということですので、平成の14年ぐらいのころからですねその状況が分かっておりまして、佐賀町と致しましてはそのときからですね、今の辺りに移転先を造りたいということがあつたと記憶しております。その後、4協は合併はできませんでしあけれども、2町の合併のときもですね基本的にこのことについては継続して事業を実施したいということがありまして、今の状況になったと思います。

基本的には、繰り返しですけれども国交省と地権者の話し合いということになります。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

基本的には国交省と地権者との話し合いのことですが。これはひとつの国交省の事業として立ち退きとか、ね、移転先とか、そいで今、移転先の希望するところは造成しておりますわ。ねえ、何億も掛けて。だけど、その移転をするその地域の対象者の土地がなんぼで買収されるのか、家が単価がなんぼになるのか、一切分からんわけですか。

ほんで、素人ながら今の造成しようところは坪10万前後、安うしてもそんなんかなという解釈した折に、ほいたら100坪区画で仮にやつたら1千万。ほいたら国交省の家屋価格、土地の買う価格、これが一切分からん。非常に不安など。言われているように後10年、20年をめどに後半ということと言われたんですが、それまでおつたらほとんどおらんなってしまう。そんな移転してね、馬力がないなる。

そういうことをもう少し積極的に、役場が地元へ入って、やっぱこうひとつの活力つけるか。ええ返事をもろってこうやって了解してやりようけれども、実はこのぐらいの年数がかかると、ね。ただほうりっぱなし、言いっぱなしでおるからね、けんけんがくがくになって地元はいうたら不安材料。せんだって西村議員も質問されたようにね、ある人は中村へ家建てるいう、ある人は息子のとこへ行こういいよ。こうゆう状況が生まれてくる。だからひとつも入ろうとしない、担当が。これは、今の課長はちょっと来たばつかやから無理にしてもね、やっぱそこらあたりまでね気を使うて、我々の事業に協力していただく町民に対してはね、手を尽くさないかんと思う。足も運ばないかんと思う。でないと、なにへんにつけてスムーズにね行かない、ほんとに。

そういう考え方でおりますので、これも町長ね、一応担当に指示して1回出てきて状況聞いてくれと。で、町長が出ていかないかん状況であれば、出でいくというて部下を使うてくれなあ、ね。おまんだけ走くり回れいがじやないから。そこは指導的立場に足る、町民に付託された町長の権限やも。それを有効に活用せんと物

事は進まん、と僕は思います。

ということで、これを積極的に早く現地の対象者の心境、早く把握できるような行動をしていただきたい。それに対して町長、ご返事をお願ひしたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

地元説明会の開催についてのご質問ですが、これにつきましては担当課長とも協議をしまして、地元説明会の開催のための段取りを今要請しているところでございます。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

3番目。

これね次長、この小学校の問題は僕らが取り上げて言いたいとして、言いやめたら何ら報告がない。入野からおらんなってるやない。ねえ。加害者は転校した。被害者はいうたら高知の方へ行っておる。あれから何回会をした、議会は。ある程度の経過とか、新聞に請願載ったがも見ましたわ。だったら何で県教へ、そういう話をね、聞きに行くか、資料があれば提供して、円満な解決をしてもらうと、こういう行動をねせないかんと思う。言わな黙って。そりや事実ですよ、何でも要求のないところにね、何にもできない。言わな分からんもん、そうでしょう。

今、僕がこうやって質問するから気が付くだけであって、ね、質問せざつたら、これをだあつと黙っちょ。やっぱ現場で一番先この問題が発覚したが、入野小学校ですよと。入野の町民ですよと、保護者が。ね。いつもそういうことの気遣いが、ね、持つちょかんとやね、教育行政というものはうまくいかない。事故があった、病院へ行た、そいたらそこの委員会、宿毛、仮にですよ、あっちの方へ移行したから私らには分かりません。そういうもんじやないという。やっぱあ、きっとそういうものはこっちの原因とね、対応してきたことを向こうに資料を渡し、それでなおかつ協力するとこはしますよ。聞きたいことがあったら行きますよ。現場のいうたら担当の教師がね、話し聞きたい思うたら行かしますぐらいの気遣いをすることが、やっぱあ問題の発覚した責任の取り方や。これね、全部がいうたらね、そういうその連携というもの、本当に黒潮町の町民の犯した問題、犯した問題を処理せないかん部局があるとしたら、最後までね、目を離したらいかん。

せんだって、わしもいうたらいろいろなとこ話を聞きに行った。みんながそういう話、お金目当てやとかね、そう思うとか。病人を抱えておる保護者が、お金に困らん保護者いうてよけおらんで、はつきり言うて。ただ、僕は子どもを中心にして、ね。子どもは教育を受けらさないかん義務がある、現場が。ああいう状態で、大人の利害で犠牲にしたらいかんということは、当初から僕は言っておる。当初から。

質問者が気に入らいで介入できんのか、ね。本当に自分らがやらないかん仕事が分からんのか、教育行政として。そこらあたりがね、きっと皆さんのがいうたら姿勢、日日のいうたら職務のね、分かって解決がつかんかつくな。僕は一貫して保護者のとこへ行きなさいや、あいさつばあして世間話もしてきなさいや。相手も話をしようようにもっていきなさいや。あなたたちも言いよいように行動しなさいや。歩いても3分もかかるんとこや、ね。しきりに言うておる。もう児童はあれ4年か3年の折やったが、今6年生らしいが、ほとんど高知におるらしい。

子どもがどやろいうて親がうそ言わしようとか、ああじやこうじやいうて。わが子にうそを言わしてね、わが子のいうたら学力が十分に受けられん。人並みのことに学校へ行けないという苦痛というものはね、並大抵

じやないと思う。並大抵じゃないと思う。

せんだって、この間も言った高僧にね、少年とプロぢやいう。プロが少年をねああじやこうじや言うて、あえくることは時間かかるかえ、そんなもん。先生がいたら、お医者ぢやないもん。頭の脳がいたらどうのこうのなっちゅういうこと分かるはずがない。お医者さんを信用するしか、診断書を信用するしかないぢやないですか、ね。それで、気に入らんもんやつたら教育委員会が、信頼されるとこへ向いて親の了解を得て連れていったらいかがですかということは、前段の教育長にもおらが話したことがある。出発からいうたら、教育委員会はそこは避けて通ろうとする。ねえ。我々はいうたらチェック機関として、町民のね議決権を与えていただいて、ここで一生懸命質問をしゆうん。自分一人でね、ここでもの言えるようになったわけぢやない。町民が参加できない、ここでもの言えない。4年に1回、我々は審判を受けて、行政のいうたらチェック機関として、きっちりと行政の姿勢をやね管理監督して、町民向いて仕事してもらわなかん。やりぬくいことがどういうことでやりぬくいのか、どういうとこに詰まってるのかというがは自分で足を運んで話をして、実はこういうとこや、あっ、これはこういうとこやつたら、あの部局、の人、この人に協力を願うて、何とか早い時期に解決せにやならんと。すべて自分一人でやろうとするから、委員会すべてそなんです。委員会で解決つかにや町長部局の誰でも相談したらえい、町長でも。

いかがですか次長、教育長もね。

ほんて要は、あっちへ行たいがを最近まで、おらあ知ららった。

何で報告できらったの、経過を。

以上。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、村越議員の入野小学校の事故についてのご質問にお答えを致します。

この入野小学校の事故につきましては、今年の9月で事故発生から丸3年になります。これまでの経緯につきましては議員もご承知のとおりで、この町議会でも度々質問をされたところでございます。

現在児童は国立高知病院に入院をしておりまして、若草養護学校の院内分室に在籍中でございます。ご質問の今年5月30日付で高知新聞に取り上げられました調停依頼嘆願書につきましては、2月19日に児童の主治医であります国立高知病院小児科医師から高知県の教育長あてに提出をされております。嘆願書の内容につきましては、A4で7枚という非常に多いものでございまして、おおむね6項目について解答を求めております。

その内容につきましては、次のとおりとなっております。

まず1点目としてですね、事故発生翌日の入野小学校からの事故の報告書。これを見てですね、学校としての改善点はないのかと。県の教育長としてどのように考えているかということでございます。このことを評価してほしいという質問です。

それから2点目としてですね、母親が教諭から事故当日、家族に連絡をしたことにしてほしいと言われた件についての確認ということになっております。

それから3点目として、児童と対話がよくできていた4年生当時の担任教諭、この担任教諭を5年生になつてからも担任してくれとお願いをしておりましたけれども、それがかなわなかつたということでございます。

それから4番目として、児童や家族が周りからどのように評価をされているかということについて確認をしてほしいということでございます。

次に5番目として、児童の受傷以前からですね、子どもや保護者から学校や教諭に対して不信感があつたと

ということで、多くの児童や保護者がそのようなことを言っているということに対して、実際に確認をしてほしいという内容です。

それから6番目として、加害家族への配慮ということで、加害児童側の治療費の負担についての再考ということになっております。

教育委員会としましても、この内容につきましてはこれまで学校、県とですね、協議を重ねてきた内容となっております。そのため再度ですね、確認については行いました。

それから、これについての考え方でございますけれども、教育委員会としましてもこれまで、県の教育委員会を含めてですね幾度となく話し合いを重ねてきました。嘆願書の内容につきましては、その話し合いの中で取り上げてきた事柄についても多く記載をされておりまして、ただ今回はですね、県の教育長あてということになっております。町の教育委員会としましても、県の方にはですね必要な情報等の提供を行ってですね、県とも協議を重ねていたということでございます。

今後もですね、これまで同様学校、それから県教委等とですね連携を取って協議をしながらですね、一日も早くですね児童がこの入野小学校に帰ってこられるというふうなことになるようにですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

いつもの答弁でそう変わったことはないけれどね、やっぱ行政ちゅうものは姿勢。姿勢は行動せにやならんのですね。

ほんでその間にね、何回ぐらい県教委へ行きました、まあ高知の教育委員会とか。

教育委員長、何回ぐらい行きました。答弁して。

議長（小永正裕君）

教育委員長。

教育委員長（生駒 進君）

回数からこうやつたら事務的になりますんで、私の方には分かりませんので、次長の方から報告させます。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 10時 56分

再開 10時 57分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員長。

教育委員長（生駒 進君）

私自身は、行っていません。事務局とか前教育長、次長、また事務局の職員、それから幡多事務所に県の教育委員会がありますので、所長とかいろいろな方が行ってくれています。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

やっぱりこっちの対応と姿勢の問題、高知県のね教育委員会、県教。あれだけ新聞載りようがはね、これまだなかなか解決つかんとこがある、皆さんのがいうたら姿勢では。教育委員長よ、ねえ。教育委員長は、いうたら教育長に指示もせないかん立場、まあいうたらね。何でそれが、一緒に行ってね、ご苦労掛けます、お世話になりますというぐらいのあいさつぐらいはすべきじゃない。

この議会終わって1回、県というたら高知のいうたら高知市の教育委員会へ出向いてきますか。

ちょっとそれ返事ください。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

教育委員会の取り組みということで、今後どのようにということでございますけれども。これまでですね、教育委員会の方も、この歎願書が提出をされてからですね、3月5日にはですね県の教育委員会、それから西部教育事務所、学校、保護者、PTA。これは、役員と一般のPTAの方でございますけれども。これから児童がですね、入野小学校へ帰ってこられる状態になるのには、どのようにすればよいのかというふうな話し合いも行っております。その中で、学校としてもですね、児童が入野小学校へ帰ってこられるようにですね、いろんな児童のですね作文等を送ったり、それから以前からやっておりましたけども、学級通信等をですね保護者の家庭へ送るなどの取り組みをやるということの確認もしております。

それから県の方もですね、今年度も引き続き、学級の支援員を配置をしてくれております。そういったことに対してはですね、前教育長も県へ出向いてですね、直接県の教育長にお願いをして、そういうことで配置をいただけるということになっております。

こういった取り組みを行っておりますし、学校の方もですね、県の若草養護学校の分室からのですね学級通信、こういったものも送ってもらってですね、児童の状況等を把握をしております。

それから、入野小学校の児童が修学旅行に行っておりましたけれども、そういったときのお土産もですね児童に送ってですね、そのお礼の手紙も届いております。

こういったようにですね、周りの学校含めてですね、県教委、それから町の教育委員会はもちろんでございますけれども、全体的な取り組みを進めておる状況でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

学校現場のね、保護者とか先生とか生徒。この受け皿は十分できておるというような対応していきようことを僕聞いてますわ、こないだ。僕が言うておるのは高知市の教育委員会、県、そういうとこへ委員長として教育次長を連れてでも、ひとつお世話になりますと。もの言ってきたことあるかよいうたら、行かないやんか。行かないに。教育委員長、行かないでしょ。だから、あっちへ行たら、あっちの責任。行たら、ね、いつでも入野小学校へもんての関係はPTAの役員と話した、こうやったいうけど、これは誰でも言える話。おまんらがせないかんことは、そこ以上のことやらないかん。

もし高知区の児童がこっちへきた折にね、よその教育委員会がこっちへものも言うてこん、なんちやあほつたらかし、書類で預けたそれなり、どんな感じする。わが身へ置き換えてみなさいや、ええ。そうでしょう。

わが身へ置き換えてみなさいや。

教育行政の教育委員会というものが、市町村のいうたら他の委員会へ向いて児童を預け、病院の都合であつちへ移転した。そのぐらいのあいさつぐらいは、よろしく頼むいうね、あいさつばあは行かなあね教育長、教育委員長を受けてのことではない。そら女房に対して申し訳ない。

そんなこと気が付く、わしに言われようこと。自分がせないかんこと、気が付く。

あれだけの事故やって、これだけの期間かかってね治療しようと。最初から言いようと。もう大人の感情では絶対に解決つかんから、ね、ばかになって教育委員会が行動してくれ。子どもを中心にしてどうやって解決の道がどう開けていくかということは、あなたたちが足を運ばん　　限り、解決つかないでしょう。違う。

まあ、新しい町長も若いし、前町長にもわしは言うた。教育委員会に指示してくれいとて。あるときには副町長に、教育、ね、力貸すようにいうて指示してくれいとて。いや、やらしります。やらしようがやったら、指示してくれや。こんなやりとりも聞いたことあるやろ、委員長。ねえ、ちやう。聞いてつろう。忘れたか、ええ。みんな知つちようぞ、これ。

そこまで我々は、一児童の病気が、大人が放棄する間、教育を受けれない日にちが多い。すべて大人の感情のね、取り引き。親がこう言いよう。それじゃ絶対解決つかんいうて私は言うたんです。解決するように努力してない、足跡が見えない。

委員長、答えて。

議長（小永正裕君）

教育委員長。

教育委員長（生駒　進君）

お答え致します。

先ほど一遍も行ってないいるのは、申し訳なかったです。

3月の上旬に委員長、教育長の会がありましたので、県で。そのときに県教委に行きました、県の教育長さん中澤さんと、あと職員さん4、5人の方と席を交えて、この件について話さしていただきました。

なお、そのときに今度新しい4月からの新学期に児童も6年生になるということで、私自身も教育長と一緒にまず、職員の加配を1人増やしていただきたいし、その児童に対してももっと教育に対して熱意を持った指導もせないかんと思いましたので、そのお願いをし、そのもらうことも了承してきました。

それから、ただ今議員が言ったようにもっと県の教育委員会とか、なお高知市の教育委員会ですか、にも顔を出すようにということですので、私の至らん点があつたらおわび致しますし、これからもそういう方向には、私一人では行ってもあれですので、次長さんとか係のもんと一緒に、時間の都合がつけば行ってみたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

加配はとつから毎年くれようやん。ねえ。加配はくれよう。加配のね話よりも、ほいたら加配が高知見舞いに行くか。ただ、もんてくる環境を先生とかPTA、関係者らにつくりようか。加配は、いうたらあの子がおつて、初めてその子にかかわっていく。そのために、県はいうたら加配くれたわけ。違う。もう少しね真剣に、こう大人の悩みでね物事解決してもらわんとやね、行動してもらわんと良くならない。ほんまに。

これね町長、十分な経過はご存じないと思いますけれどもね、やっぱ教育委員会は学校施設全部のいうたら

管理責任があるわけですわ。ね。学校の。やっぱそこで起きた事故について、行政としてはどう対応していくか。このことの最初の出発の過ちがね、こういういうたら何年もの経過になったと、僕は解釈しちゅう。

当初からお金じゃとかね、保護者同士でお金のやりとりしておる。これは大きな間違い。全部そういうとこに加害者と被害者がそういうやりとりしようのあれば、それは一応教育委員会なりが入って、双方が納得の上でやりとりしようか。多額であれば、いや、学校保険でこうなりよるから、それはちょっと最後までね、教育委員会が責任持つから、ちゃんとこう待つちやってくれと。相手もいうたら生活に苦しい。こっちもお互に苦しい。でも、こういう形で学校保険から入りますよと。そういう十分ないしたら、教育委員会が対応していないのが、こんにちここまできたと、僕はこう解釈しちゅう。僕が知るまでに何ヵ月もかかるでしょう。そういう具体的な内容の話がひとつも保護者らに、双方に出てないに。

加害者のいうたら家庭にもね、教育長は1回も行ってない。1回も行ってない。だから小松議員に頼んで、教育長と話し打ち合わせしているたら、加害者の方へあいさつ連れていちやってくれいうて。相手は中村へ向いて転校するじゃ言いよったき、なんとか食い止めたい。そういう考え方でやったけれども、もうこういうところにはようおらんいうて中村へ帰った。そういうお粗末しておりますながら、いまだにこういう行動しか取れてないということが私はご理解できない。

まあ、次長じや教育長はおらんけれども、その当時、町長は教育長に任命責任がありますよ。そういうことをやったけども、ああでもないこうでもない、議員の中でも補償金を取っちゃうと思うて発言しようとか、ね。そんな話ばっかで充满しちゅう、この入野いうところは。ね。そういうたら自分らがやらな、やれんことはいうたら言い訳として町民を巻き込んでね、そういう環境で、あの6年生の児童が救われますかと言ようがよ、僕は。ねえ。国は子ども手当てじゃとかね、いろいろいうたら一所懸命出しようけれども、受け皿になる教育をきっちりと義務に受けらさないかん、受ける義務のある人がそういうたらね、事故処理の不始末によつてここまで長引いてきよう。しまいなつたらお医者さんも信用せんちゅう。主治医はね、あの先生は悪い。自分が診察もしてもらうでないね、人間がそんな話までしていきゆう。誰を信用したらえいの。誰を。

次長は立派な、教育委員長は立派ないうて誰っちやあ言いよらせんて。知らん人が言えるはずがないに。そうでしょう。診察も受けてもらうたことのない先生が腕が立たんじやいうて、そんな話をいたら幅多けんみん病院における折にね、そんな話まで僕は聞いた。

だから、教育長にいろいろこういう例もあったはずやから、いろいろ問い合わせて保護者の了解の上で教育委員会が、その先生に1回診てもろうてくださいや。ねえ、それもせん。ねえ。脳という、頭というものはねえ、僕もちょうど今抱えておりますけど、ほんまにどこまでが治ったということは、お医者さんでさえ分かりづらい。じかに聞いた、手術した先生に。時間かかりますよ。

確かにね、過食いうがはね僕も見て経験したんですわ。膳の上にあるものはね、全部食うてしまう。ええ、思うた。そりやうそじやない、わしも現実に見たんやから。ひとつもやめん、飯くいだしたら2時間かかるで全部食うてしまう。今でも、大体晩酌と食事いうたら2時間半ぐらいかかるんです。だから、そういう病気で、ここまできたらもういうたら治ったとしか思えないというぐらいのことしか主治医も言えないはずなんですよ。

だから、そこは保護者、教育委員会が対応して、子どもを中心にして保護者をフォローしながら、親子の対話で大方小学校へ通学できるようなことができないかな。

そういうとこをちょっと努力するうなことでひとつご答弁願いたいんですが、次長。もう教育委員はええわ。次長。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

現在の児童の状況でございますけれども、議員申されましたように過食の症状もございます。それから、今は一定ですね、状態は安定をしているというふうに聞いております。ただ、若干天候が悪い場合にはですね、まだ体調が悪いときがあるというふうなことも聞いております。

入野小学校の方へなるべく早く返ってこられるためにはどのようにすべきかということは、それぞれ皆さんを取り組んでくれております。児童の状態もですね、一定精神的な面もあるということでございます。学校の方の取り組みもですね、そういう意味では児童にプラスになっていくというふうに考えておりますし、町の教育委員会としてもですね、先ほど申しましたように県の教育委員会とも連携をしてですね、今後も取り組んでいくということになろうと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

ほんと学校の環境、ね、受け入れの環境いうのは僕も聞いて知っています。

ほんと、教育委員会がすることは、今高知である、おんなじ自治体の教育は高知出向いてなくてなくて、確かに力入れて何とかしてもらいたい、したいというような誠意の見れるような足跡を残していただきたい。ね。その足で県教へ行って、現場はこういう環境ですよ、だから、何とか我々としてもできる範囲のことは足を運びますので、分からんとこがあつたら聞きにきますと。我々が協力せないかんとこはどういうとこですか。そういう関係の、行政同士の密に連絡取れる環境をつくってくださいや。

なぜ僕がそういうこと言ういうたら、以前宿毛の教育委員会へ行た折に、今小学校の高木校長なんですね、教育委員会におつた。それ僕知らんずつに小学校行つたら、おってね。いや、僕が宿毛の教育委員会におつた。転校して、分室へ。何ら申し送りがない。何ちやあ担任とか申し送りがないので、それ待ちよってもいかんからいうて、小学校向いて入野まで担当か教育委員会の方が出向いてきた、こういうお話を聞いた。あつと言うて、僕はたまげた。

もう少し、くどいようですがこれだけの期日かかって病院生活し、分室へ通わないかん児童抱えた教育委員会が、本当に事故の発端は入野小学校で起こった管理する責任者が、きっと自治体同士で連絡取れるような、一日でも早く大方、入野小学校へもんてくるようなことを努力できる土俵をどうつくっていくか。これはちょっと内部で話し合いしてもらいたい。もうあの医者にしても保護者にしてもやね、孤立してしもうてるじゃない。あなたたちとね、話するような環境はない、僕が聞いてる範囲では。先生がお医者へ行たらね、児童に合わせてくれんとか、そんな話じや。

僕はね、そこまでね皆さんのがいうたらことを、心配しようんじや。ほんまに。もう少し我々のね、話を真剣に受け止めて、足跡残してくださいや。そりやマスコミらもね、一生懸命いうたらこれに対して注目しちゅう。義務教育の場。入野の地元の議員らはよ、こういう質問はいうたらね、お金のことじや何じや言うて、ようしないじやないですか。誰が補償金くれえ言うた。裁判にもまだ持って行ってないじやないですか。そこへいくまでにもう解決せにやあ、はつきり言うて。ねえ。安易に考えてたらいかんですよ。

教育委員長もね、もっと指示して1回行動起こしなさいや。

どういう行動起こします。ちょっと。

議長（小永正裕君）

教育委員長。

教育委員長（生駒 進君）

先ほども申したように、まず県の教育委員会とか高知市の教育委員会にも行って、いろいろと話をしてみたいと思いますし、また入野小学校につきましては、町と致しましては今も言ったように県教委、学校、また保護者、PTAなどとのいろいろな話し合いを持てるような状況をつくりたいとも思いますし、児童が入野小学校へ安心して帰ってこられるような体制をつくるにはどのようなことをすればよいかについても話し合いを行つていかなくてはいけないと思っていますし、それをやっていきます。

また、児童が入野小学校へ復帰してきた場合ですよね、できる取り組みと致しまして、町教育委員会としては課題解決のために環境整備とか、前から言ってますけど県教育委員会へ新しい、環境が、また環境づくりができているといいますけど、また新しく校長先生も前校長が退職なり、今度新しい校長が来てますので、もうその人とも既に来た段階の引継ぎのときにももう児童のことはお話しして、新しく受け入れ態勢もつくっています。

私としては、指導不足もあったかもしれません、これからも十分気を付けて教育長中心に、教育長はまだ決まらんけど、次長と話し合いしながら、児童が一日も早く帰ってきて、入野小学校の子どもたちと一緒に、子どもですので、子どもは子ども同士の話をしたら、ひょっと一緒に遊んだりいろいろしようと、そういう病気の解決もしていくんじゃないかなと。私は医師じゃないから分かりませんけど、そういう仮定をしています。

まあできるだけ委員会とも話し合って、前向きに考えていきたいと思います。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

町長ね、実際、武市先生いう主治医がおるわけですが、国立病院へね。ほんで、その先生をずっと、保護者を追わえてかかりよう。ほんで、保護者も教育委員会とかまあいろいろ話してね、なかなかしにくいと思う。ほんで、たまたま若い町長の大西町長が行って、やっぱ先生、主治医、ね。主治医とその保護者とに、やっぱ手を上げたとこをね、どういう角度から下ろさすかなと。下ろしてもらおうかなと。やっぱ手を上げてやね、下ろすに下ろせんなちょうど思うんよ、僕は。我々の感覚からいうたら。ね。

これね副町長、ちょっとそこら町長と話してね、誰が考へてもそうと思う。もう3年もかかって手上げたままどこへ下ろしたやら分からんなちょうど思う。ちゃう。わしはそう思うちようがよ。だから、どういう下ろし方さすか、ね。どこへ持っていたら一番、保護者も主治医も手を下ろせるかなというとこを、ちょっと真剣に内部で経過を聞きながらね、詳細にまだ十分分かってないと思うから町長、ねえ。やっぱどうせ、ゆくゆくはいうたら、まあ教育委員もねえ、教育長になる人も全部町長の任命権あるわけやから、やっぱそれだけのまあいうたら指示をねできると思うんで。

ひとつそういう形で行動したらどうかということに対して、ええ返事をいただきたいなと思うが、いかがですか、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

報告書をいただきまして、読まさせていただきました。詳細について熟知できていないことは、議員ご指摘のと

おりでございます。そういった中でも、現在申し上げることができますのは最重要視しなければならないのは、2点であろうかと思います。

その1つ目は、現段階においての精神的、肉体的ケア。それからもうひとつは、児童の将来でございます。報告書の中にもありました、仲のいい友人が多数おられるそうでございます。町としましては、できるだけ入野小学校への復学を望むところでございます。その環境整備に一生懸命取り組んでまいるのは、教育次長も申し上げたとおりでございます。

また、保護者の方、それから高知の教育委員会の方とのコミュニケーション不足についてご指摘をいただきました。これからは、積極的に協議を重ねてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

町長も若いし、行動力もあるし、まあいうたら今までのいうたら行政の進め方について、ちょっとスピードを速めたいなという希望もあるわけやから。この大きな事件、ね、やっぱ一番先この問題さえ解決したらねえ、ほんまに私ええと思う。ねえ。事業は錢あったらやれるけど、これは錢があっても解決つかん。ね。やっぱ相手のいっぱい不足のあるところへ、やっぱ心からぶつかっていってね、ほんとの自分の政治姿勢のいうたら、心の政治で物事は解決つく場合があるんよ。ね。

積極的に行動に、教育行政うんぬん介入できんじや、すっぺた理屈言うけれども、やっぱり教育委員会の任命責任者である町長が、行動取ることも委員会としては勇気になること思いますので、ひとつそういう方向で行動お願いしたい。

以上です。

どうも。

議長（小永正裕君）

これで村越比佐夫君の一般質問を終わります。

この際、13時まで休憩致します。

休 憩 11時 30分

再 開 13時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、下村勝幸君。

15番（下村勝幸君）

それでは通告書に基づいて質問をしたいと思います。

質問の前にですね、自分は大方町の時代から、議員になって今年で8年目を迎えようとしてると思います。で、この議場の中に、ずっと今までの間、私より年下の人間が入ってくることはありませんでした。

執行部も含め、また議員も含め、自分より年下の人間がですね、いつになつたら出てくるんだろうと思ってたら、町長がですね私より年下ということで、今回出てきたということで、大変ですね私としては驚きとともにですね、町長に対して期待を持って、またエールをもってですね、ぜひ頑張っていただきたいということを、まずお話ししたいと思います。

それでは、一般質問い合わせたいと思います。

まず1問目です。旧2町の融和についてということで質問させていただきます。

高知新聞4月14日付の朝刊にですね、町長談話ということで、どちらかの地域に偏った政策はいけないのは当然だが、すべて同じというのは不自然。地域の特色に合わせるべきだ。批判も出るだろうが、泥をかぶるのも町長の仕事、という記事が出ておりました。

で、まずお聞きしたいのは、この発言の真意は何かということあります。

まず、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

下村議員の質問にお答えします。

まずは、冒頭の発言に感謝致しております。これからも一生懸命頑張ってまいります。

どちらかの地域に偏った政策はいけないのは当然だが、すべて同じというのは不自然。地域の特色に合わせるべきだ。批判も出るだろうが、泥をかぶるのも町長の仕事、という発言につきましては、ご指摘のとおり旧2町の融和にかんするインタビューに答えたものでございます。

合併してまだ4年余りでございますので、まだまだ旧大方、旧佐賀といった考え方があるのは当然であろうと思います。これは否定されるべき事項ではなく、長年お住いの地域への愛着であると考えております。

こういった背景の中、まだまだ要望につきまして地域色が出てくるのも当然であると考えております。しかしながら、今後、旧両町の融和を図り、黒潮町全体の発展を目指す以上、どちらかの地域に偏った政策がいけないというところはご理解いただけるものと思います。

しかしながら、これから私が重点的に取り組んでまいりたい事項について、例えば生活道の整備につきましては、長年、過疎債の適用等で積極的に整備を推進してきた佐賀地域に比べ、大方地域が大きく遅れているのは皆さんご認識いただいているところでございます。生活道の整備につきましては、これから大方地域に重点を置かざるを得ないと考えております。

他方、所信表明でも申し上げましたとおり、後段でも申し上げますが、カツオにつきましても重点的に取り組んでまいりたいと思っていますが、こちらにつきましては必然的に佐賀へ重点を置くこととなります。

このように、各種施策を打ち出す場合、前段で申し上げたような背景から旧町単位でのご意見をいただくこともありますかと思うのですが、私としては、旧両町融和に慎重に配慮をしながらも黒潮町全体の発展を目指すといった趣旨の発言でございます。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

真意についてはですね、あらまし分かりました。

町長がやりたいということは、その施策についてのさまざまな違いであって、例えば行政の中には不公平感を持ってはいけないような、例えば税のものであったりとか、窓口業務のことであったりとか、そういった部分が多くあろうかと思いますが。私、この記事を見たときにですね、もしかしてそういう部分まで踏み込んでですね、その地域間に格差を持たすような考えをもしかしてお持ちなのかと思ってですね、その点を非常に不安を持ったわけなんんですけど。

その点について、そういうことじゃないということをもう一度お話しいただけますでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

発言の真意につきましては前段申し上げたとおり、これから各種打ち出してまいります各種施策について、どうしても地域色が出てくるといったところへのご理解をいただきたいというところでございます。

税、あるいは窓口業務について、例えば本庁と佐賀支所で大きな違いを設けていくだとか、税について大きな違いを設けていくだとか、そういった分野についての発言ではございません。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

はい、分かりました。

この件についてはですね真意がはっきり分かりましたので、もちろん各庁間にですね、そういう不公平感とか、そういうことは絶対駄目だと思いますし、特色を持った、例えば施策を打ちたいと。その地域に合わせて、その施策を打っていくということは私も賛成ですので、ぜひですね、そういった方向で思い切ってやっていただけたらと思います。

そしたら、2問目いきます。

2問目に、今後の町政施策についてということで、まず1つ目。

町長の選挙戦を通じて、具体的な政策イメージは全く伝わってこなかったが、行政施策の各分野において、大西町長が力を入れたい具体的な施策は何か。また、その具体的な計画目標ならびに実行スケジュールを示していただきたい。

2として、前町長時代に作成された財政シミュレーションの見直しや振興計画の見直しを行う計画はあるのか、ということです。

これにつきましては、同僚議員からのですね質問の中で、例えば社会資本整備、高齢者の生きがい対策、一次産業の振興、福祉の関係。あと観光振興、あと教育についてですか。この6つの分野について、あらましのお話は聞きました。で、このお話というのは、やはり具体的なその政策イメージというよりは、まあ言葉は悪いかもしれないんですけど、総花的、全般的にやっていきたいというお話がメインとしてあったと思いますけど。

この中で特にですね、大西町長として大西カラーを思い切って出していきたい部分であるとか、具体的にですね、私はこういう施策をこんなふうに打っていきたいという細かいものがあればですね、そのあたりをぜひお聞きしたいと思います。

まず1問目お願いします。

（議場より「2つ目言うたか。2つ目言わざったか」との発言あり）

議長（小永正裕君）

全部言いましたね。

（議場より何事か発言あり）

町長。

町長（大西勝也君）

今後の町政施策についてのご質問にお答えします。

山本議員のご質問への答弁で申し上げましたとおり、今回の選挙戦において具体的な政策についてはほとんど踏み込んでおりませんので、イメージが全く伝わらなかつたことと存じます。これにつきましては、住民の皆さんも同様であると考えております。

また、現在取り組んでおられます各種施策につきましても、歴代の町政においてその都度知恵を絞り、打ち出されたものの集積であると認識しております。そういった中で、その上にもっと何かできないだろうかということを日々考えながら、少ないながらも幾つか表明させていただきました。それが、お一人暮らしのお年寄り見守りと生きがいの創出、あるいは拡大。生活道の整備、一次産業の振興でございます。

お一人暮らしの見守りにつきましては昨日申し上げましたように、議会終了後、直ちに包括支援センターとの協議を行う予定でございます。計画目標ならびに実行スケジュール、あるいは詳細につきましては、協議を重ねるためもう少しお時間をいただきたいと思っております。

生活道の整備につきましても、24日の現地視察を皮切りに担当課長と各地域へ出向き、それぞれ計画してまいりたいと考えております。

一次産業振興につきましては、農業で言えば危機感を持っております南部の花卉（かき）対策について、農協と振興センター、担当課長での協議を予定しております。

漁業につきましては、就任以来漁協と協議を重ね、抱える課題や各漁港の水揚げ高の推移、あるいは水揚げされる魚種、底引きの対策、漁協の経営状況等の報告を受けております。また、こちらからは、昨日申し上げましたハマグリの環境調査と個体調査の県への許可申請ならびに販路拡大、開拓を視野に入れ、新しい冷凍技術の技術検証をお願いしているところでございます。

そういった中でも、所信表明でも触れましたとおり、佐賀船籍、外地水揚げ37億をいかにして佐賀漁港へ水揚げいただぐか、これについて集中的に取り組んでまいりたいと思います。19トン、大型、それぞれ8隻ずつだったと記憶しておりますが、外地の37億の水揚げに対しまして、19トンでは佐賀漁港への水揚げは2億6,000万、大型船につきましては1,100万強といった状況でございます。経営感覚を持ち、黒潮町全体をとらえた上で伸ばしていくところとして選択するならば、この37億の水揚げのうち、実績のあまり上がっておられない大型船の1,100万をいかに伸ばしていくか、こういうことに重点を置いて取り組んでまいりたいと思います。

いずれに致しましても、実効性を高めるためには、下村議員にご指摘いただきましたように、しっかりとした経営計画、あるいは計画目標、そして実行スケジュールの策定が必要であると認識しております。協議を重ねるため、もう少しお時間をいただきたいと考えております。

次に、財政シミュレーションと振興計画の見直しを行う計画があるかという質問にお答えします。

財政シミュレーション、振興計画共に引き継ぎを終え、振興計画につきましては各課のヒアリングでもそれぞれ担当から報告を受けておりますが、全容、詳細を熟知するに至っていないというのが正直なところでございます。現在いただいております総合振興計画の実施計画と併せて、一日も早く全体を把握をするように努力してまいります。

見直しにつきましては、共に昨年末に見直しが掛けられており、現段階においては総合的な見直しという計画はしておりませんが、社会情勢や交付税の推移等々と照らし合わせながら適宜修正をしてまいりたいと思っております。

質問のたびにお時間をいただくようなお願いを恐縮ではございますが、ご理解いただくようよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

町長の方から主に、大体、全般的なお話はいただきました。

それで、自分の方でですねまず1点確認したいのが、もう1番と2番併せて、大体関連事項ですので質問し

たいと思いますけど。

まずですね、町長も今ほんとに町長になられたばかりでですね、なかなか全体のことを急に考えろというてもなかなか無理な部分はあろうかと思います。ですが、私がですねやっぱり言いたいのは、町長が選挙戦も通じてずっとお話をされてきた、いろんな方のお話を聞くと。それで、その中で地区を回っていろんな情報を集めてくるということは、私もすごく大切なことありますし、大事なことだと思います。

ですが、その、ものを聞いた後ですね、実際にそれをその町民に分かるような形ですね、きちんとしたそのビジョンですね。きちんとした、私はこういう方向を持っていきたいんですよ、とかですね、私はこういう町にしたいんですよっていうのが目に見えるような形で、その目標としてそれを明確に示していただいて。そしたら今度はですね、それを実行していく。しかもそこには、今、町長言われましたように、その期限を切った形、私はこの時期にこういうふうにやりたいというですね、ある意味、自分たちきちんとしたその明確な目標に対しての、その実行するための期限をつくった上で、後は本当にぶれない状態で、きちんとした信念を持ってですね実行していくということが、私はまず第一発目に大事なことやないかなあと思います。

で、それが終わった後にですね、その出来事が本当にきちんとした形で、町民にとって本当にいい形になつたのかどうか、それを検証した上で次の計画へつなげていくということだろうと思います。

で、そういった意味において、今まで1つ目ですね質問に対する、もう1回目の質問としましてはですね、町長、今もう少し全体的なことを調整する時間もある、また聞かないといけない、で、時間が欲しいというお話をしましたが。できればですね、それを大体いつごろまでにはですね、自分の骨格的なもの、自分がこういうところを目指していきたい。今、いろんな施策について打ち出されましたけど、この部分についてはこのタイミングで、こんな形でやりたいというですね、そこらへんをもう一度お聞きしたいのと。

あとですね、2番目の質問ではですね、その財政シミュレーションのお話で、基本的な部分はまあ見直しも掛けつつ、多少、変更もありつつやっていくというお話をありがとうございました。

今回、その第3次ということで、財政シミュレーションをいただいております。で、財政シミュレーションは、これはまあ町のですねその振興計画に沿って、ほいで、もちろんきちんと作られているわけで、振興計画の中にある出来事をこの財政シミュレーション上で大体この時期にこうすることをやっていくということを、ある程度うたわれています。

で、その中では、もちろんそこの大西カラーが出た部分ですね。大西町長が、ここの部分をとにかく力を入れてやりたいとかいうところが出てくれればですね、シミュレーション上の変更もですね、もちろんあり得ることですし。例えば、私はこういう産業で、こんなふうに興すんだっていうことになればですね、今まで組んできたその事業計画の見直しも含めてですね、あるのが当然だと私は思います。

そういう意味で、この3次の振興計画についてはですね、できれば行政側としてもですね、もう一度きちんと見直しを掛けていただいて、新町長の気持ちの入った財政シミュレーションというものをですね、自分たち議会の方にも示していただければいいんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりをお聞きしたいと。

ですね、まずそこまで行きましょう。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず1点目のご質問でございます。

総体的にPDCAについてのご指摘かと思われます。

まず、今回強く訴えてまいりましたのは、PDCAの中でもP、プランの部分についてでございます。ここにつきまして地域の皆さまのお声を反映していく、あるいは地域の皆さまとともに施策を打ち出していく、ということが特徴的だろうかと思います。

例えて申しますと、先ほど申し上げました佐賀への入港増をどうやって図っていくか。こういうことにつきましても、漁協、担当課はもちろんではございますが、これにつきましては船主の皆さん、あるいは活餌（かづじ）を提供していただいている方のご意見等々も十分配慮しながらということになりますので、お時間をいただきたいというお願いをさしていただきました。

それから、もう1つ。計画目標ができましたときに町民への周知をどのように図っていくか、そのアナウンスの方法についてでございますが。これにつきましては、なかなか現在、私がこれといったアナウンスについての方向性を持っておりませんので、諸先輩方にお知恵をお借りしながら、どうやって住民に周知していくかということを検討してまいりたいと思っております。

それぞれ実行計画の時期、期限についてでございますが、羅列されております事業につきましては、大体、おおむね想像がつく事業については盛り込まれておるなというのが僕の認識でございます。

そういった中で、先ほど申し上げました社会情勢、あるいは交付税の推移と照らし合わしていくのはもちろんでございますが、もう1つ具体的に取り組んでまいりたい、例えばお一人暮らしのお年寄りの見守りにつきましては、包括支援センターとの協議のお話はさしていただきましたが、具体的に相談をしておりますのは、私本人が時間を取りまして何とか回れないかという相談をしておりますけれども、先般申し上げましたように、独居世帯にもいろいろケースがございまして、訪問はあまり歓迎されないお宅もあるそうでございます。そこらへんにつきましては資料整備をお願いしておりますので、1回目の協議であらましのその姿が見えてくるのではないかと思っておりますが、これにつきましても具体的な計画をお示しするにはまだまだ協議を重ねなければならないと思っております。

それから、2点目の財政シミュレーションへの大西カラーの反映ということでございますが、先ほど申し上げましたように、事業全般、想像つく限り、あらかた盛り込まれておるなというのが正直なところでございます。そういった中で繰り返しになりますが、いろいろな環境と相談しながら取捨選択をしてまいるのは当然のことではございますが、1つ危惧（きぐ）しておりますのは、執行部から昨年度の議会でもあったかと思います。公債比率、平成25年を皮切りに少し高くなってくるような状況になっておりますが、これにつきましては繰上償還等々も含めまして対応してまいりたいと思っております。

また、いろいろな条件等々が出てきまして、先般、議員協議会でも申し上げましたとおり、昨年21年度決算で3億8,000万程度の剰余金のうち、まあ3億程度を減債基金へ積み立てる予定でございますという発言を致しましたが、これにつきましても、財政シミュレーションでは22年度は6億1,000万程度ではございますが、5,000万の繰上償還を含めて7億5,000万円程度になると、そういった数字の微妙な微小の掛け違え、あるいは修正等々はこれからも出てくるのは当然であろうかと認識しております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

まず1つ目のやつですね、いろいろお話をいただいたんですが。できたらですね、その具体的にですね、この時期ぐらいまでにはこういうふうにやってみたいというところ。まあさっきのカツオのお話とかですね、そういったものもありましたが、大体この時期にはこういう形でまとめてみたいというところもあればですね、その具体的な時期ですね。まあ、なかなか難しいところだと思いますけど、打ち合わせの結果によってもまた変わ

りましょうし、あれですけど。まあ大体大ざっぱなとこでも結構ですが、そのあたりがあれば聞きたいということです。

それから、さっきのPDCAのお話で、私も大変その部分はですね、今回の財政シミュレーションを出していただいたり、振興計画を皆さん作られた中でですね、大変いい取り組みをやられたということで私もほんとに評価するんですけど、行政評価システムっていうのを作られました。で、これがまさしくそのPDCAにのっとった形のものになっていると思いましてですね。

で、この行政評価システムのその予定でいくと、本当は今、もう2回目実施計画の策定が終わって3回目の年度に、もう第3次のところにですね、今、入ってきてるというような状況だと思います。で、これは、その総合振興計画を作ったことによって、実際にそれに沿って事業を行ってみて、で、具体的にこの事業が良かったとかですね、この事業はやっぱり廃止すべきだとかいうところが見えてきた中で、今度のまた予算に反映されていっていると、そういうふうに信じたいんですが。

その、今言ってるですね、その行政評価システム自体がですね、きちんと機能されていっているのかどうかということを、ちょっと財政シミュレーションの関係上ですねどうしてもそれをお聞きしたかったんで、その部分もちょっと回答いただけますでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず1点目のご質問、各事業の具体的な時期の明示につきましては、生活道の整備、一次産業の振興につきましては、繰り返しになりますが、もう少しお時間をいただきたいというところでございます。

それから、大きく打ち出しております、お一人暮らしのお年寄りの見守り。これにつきましては、これもまた繰り返しになりますけれども、包括との協議を重ねるわけではございますが、まずは協議を重ねる中でも、計画を立てながらも並行して行動してまいりたいと思います。つまりは、その協議がすべて終わって、計画目標ができて、それから動くというのではなくて、計画策定期間中にも私個人としては地域へ入り、見守りシステムについて自らも参入してまいりたいと思っております。

それから、行政評価システムのことについてご質問いただきましたが、行政評価システム全容の把握がまだできておりません。よろしければ副町長の方に説明させていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

それでは行政評価システムにつきまして、私の方から少し答弁をさしていただきたいと思います。

この行政評価システムにつきましては、今、下村議員が申しましたとおり、昨年から取り組んでおります。総合振興計画につきましては20年度から始まりましたけれども、1年遅れてですねスタートということになりました。

そういう中ですね、まあ行政の事業というのはですね、いろいろハード、ソフト含めて約3,000強あるというふうに言われております。それをすべてやるということになりますとですね、なかなか現在の職員の体制ではですね難しいということと併せて、まあ初めてのことでございますので職員も不慣れな部分がございまして、まず100の事業をですね、主にハード事業を評価しようということで絞り込んでですね、まあ町長の重点事業等を絞り込んでですね、昨年、委員会を開いてそこらへんの評価もしていただきました。

従いまして、まあその部分についての予算への反映につきましては、ある一定の予算の反映もしております

けれども、まあそういった状況でございますので、すべてに予算の反映はできてないということでもございまして、まあ今後、行政評価、まあ事務事業評価のですねそういった事業も徐々に拡大しながら、検証しながらですね、まあそういう、進めてまいりたいということでございまして、これはすべて機能は、まだ現在はしていないという状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

これもですね、ちょっと繰り返しになろうかと思いますけど、最初の1つ目のですね質問については、もう何度繰り返しても同じだと思いますので、この点についてはもう触れません。

町長の方ですね、今、具体的に実行性を持ってやっていかれるということですので、そういった形ですね計画もしながら、実行もしながら、また見直しもしながらやっていくということですので、その点でまた頑張っていただきたいと思いますし、またその中ですね、ぜひ、黒潮町はこの色だというですね、大西町政というのをここをメインでやっていくんだというものをですね、できるだけ早い時期に作り上げて、ほいで、対外的にも、また、その町内にもですね、うちの町はこういう町で頑張っていくんやよっていうのをですね、ぜひ示せるような形でお示しをいただきたいと思います。

それから2つ目の質問なんですが、この中ですね、今、副町長の方から、まあ機能的にですねまだ十分なものになってないということで、まあこれは分かります。全国的にもですね事例のない。また、この行政評価システム自体がですね、ある意味本当にやりながら作り上げていく、ほんまに、まあエラーを繰り返しながら、またいいところをヒットさせながら、それでだんだん絞り上げて作っていくようなシステムですので、一概にはいかないと思います。でも、その中に、その考え方をまず変えていただく。特に職員の、その意識を変えるという意味においては、この行政評価システムは私は大変重要なものであるし、ここを取り上げた黒潮町は、私は素晴らしいと思っています。

で、一般的ですね、行政は予算を消化していく、予算消化主義であるっていうことをよく言われます。で、我々民間のレベルで考えたら、例えば計画を作り、その計画に沿って何かしていくときに、行政の場合はきれいにその予算を使いつぶてしまえばよくできたということで、大抵の場合そこで評価は終わります。ですが、民間の場合は、その予算を費やしたことによって何が生まれたか、何が生きたのか、何が駄目になったのかっていう追及を必ずります。

で、ぜひですね、今回のその行政評価システムの一番の狙いは、私はそこにあると思います。この事業をやって良かったのか、あの民主党がやった事業仕分けにも先駆けてこの黒潮町は手を掛けたわけですので、そういった意味において、私はこの部分をですね、この黒潮町はひとつの私は核としてもいいと思うぐらい、ほかの所にもアピールできるぐらいのものであると、私はそのように思っています。

ですから町長はですね、今、私がここで言っているような内容をですね、職員の方にもきちんと理解をしていただいて、自分たちがやってるその仕事はどういうふうにこの町民のためになっているのか、自分たちがやろうとしているその事業自体がですね、町民のその福祉向上の部分のどこの部分に該当しているのかっていうのをですね常に意識しながらやっていける、そういうものでなければですね、こういうふうな行政をやっていく意味はないと思いますので。

そういった意味においてですね、町長の方から何か私の質問に対してですねご意見あれば、ぜひお願ひしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答え致します。

行政評価を通じて職員が、今、執り行っています、取り組んでおります（マイクのスイッチ外れる。「事業は、一体住民」との発言あり）

失礼しました。

住民サービスのどの部分に該当しておるのか、一体どの程度の効果をもたらしておるのか、そういう周知徹底を図らせるというご指摘だらうと思います。

ご指摘いただいたとおりでございます。

所信表明でも申し上げましたように、職場環境の整備と並行して住民サービスの向上に努めてまいりたいというのは、もうもちろん行政の至上命題でございます。これから、ご指摘いただきましたことをしっかりとられて、この旨職員に伝えて、私も含めまして日々そういう意識で取り組んでまいりたいと思います。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

もう町長の方からですね、もうそういった方向で、これの重要性も分かっていただいてますし、振興計画に沿って、またこの財政シミュレーションもですねきちんと見直して。見直しというか、それに沿ってですねやつていくということいただきましたので、もう件については結構なんですが。

あと、最後にですね1点確認したいのが、今回、その財政シミュレーション、第3次の中でですね、さまざまなハード事業がまあ挙がってきます。で、これはあくまでも、言われているようにですね、そのときの交付金の状況であったり、また、いろんな事業の規模の変更であったり、いろんな状況によって変わるというお話を聞いていますが、大体ですね、このとおりいくのかどうかいうところでですね、特にハード関係なんですけど、ちょっとここに載つてるとおりのこと言いますので、違っているとか、ここはこうなりますよとかいうのあればですね、ちょっと教えていただきたいと思います。まず、いきますね。

第3次の中、財政シミュレーションの中で、町内の小中学校、保育所等の耐震化の方です。耐震化の関係は平成23年までに対応を終えるような形になっています。それから、大中と田ノ口小学校については平成25年ということになります。このあたりの時期、また、そういう方向でいってのかどうかですね、そのあたりあれば教えてください。

それから次、大方の給食センターは平成24年に約、これは2億8,000万円ですか、を掛けてということになります。このあたりもどうなるのか。

それから、万行の公営住宅の建て替えもですね、これは平成24年から26年に約総額6億円を掛けて整備するような形になっています。

それから、佐賀地区の道の駅。これにつきましては、平成23年から25年の間に総額3億円で造るような計画になります。

それから、56号の改良につきましては、平成24年から平成28年までの間にはほぼ整備が完了すると。

それから、情報基盤整備につきましては、これは今やりますけど平成23年までとなつてます。

それから、携帯の不感地域解消につきましては、本年度、平成22年度に約3,400万円を掛けて終わるようになつてます。

それから、黒潮消防署移転につきましては、平成21年から23年の間に総額約6億円を掛けまして行うよう

になります。

それから、庁舎の移転につきましては、24年から25年。今回の一般質問でも出ておりましたけど、約総額12億円ですか、を掛けて行うということになります。

で、この事業がですね、まあいろいろあろうかと思いますけど、予定が大体こういう予定で動いているのかどうかですね。また、事業の見直し等がですね、あるようでしたらそのあたりも含めて回答いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 13時 35分

再開 13時 37分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副町長（植田壯君）

町長そのへん、少し具体的に分かりにくいと思いますので、私の方で少し答弁ささせていただきます。

まず学校等、まあいわゆる公共施設の耐震化でございますけれども、この件につきましては、まあ、ほぼ順調に進んでおりまして、計画どおり進んでおるというところでございます。

それからまた給食センターにつきましてはですね、24年。これもそれへ目指して、現在まあ検討委員会を立ち上げてですね検討しておりますので、こういうことでいいけるだろうというふうに思っています。

それから、情報基盤につきましては21年から23年ということで、これもほぼ、これは間違いないくらいけるというふうに踏んでおります。

それから、携帯の不感知地域につきましても22年度で、今年度予算化しますし、この部分も大丈夫と。

それから、消防署の移転につきましても、まあ現在用地の交渉で少し戸惑っておりますけれども、大丈夫であろうと。

それから、庁舎の建設についてはですね、ここは若干まああれな部分もありますけれども、今回、予算で認めていただければですね、こういう方向で進んでいきたいというふうに考えております。

あと、56号と、それから道の駅と公営住宅につきましてはですね、公営住宅の方を総務課長の方からお願ひします。

それから町長の方に、また道の駅と、それから56号改良についてですね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

公営住宅の件についてお答えしたいと思います。

基本的にはですね、あの財政シミュレーションにあるとおり、これで進みたいということで地元調整を昨年の段階から進めております。

しかしですね、やはり現在住まわれてる方の全体が一度移転というようなこともあってですね、完全にはまだ合意ができません。しかしですね、まあ基本的にこのシミュレーションに基づいて進めたいということで考えております。

少し担当が、前任でしたので、お答えさせていただきました。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

56号についてお答えします。

財政シミュレーションに載っておりますとおり、58から67まで、まちづくり事業という所でございますが、社会資本整備事業に名前をえまして、おおむねこのとおりで進めてまいる予定ではございますが、地権者の方もおられるところでございますので、ご理解いただけるよう精いっぱい努力していくところでございます。

また、今後の直近の予定につきましては、先般申し上げましたとおり国交省とスケジュール調整をして、さまざまな分野の課題等々の抽出、あるいは交差点の協議、それから、全体的なスケジュールの確認を行う予定となっております。

それから道の駅のことにつきまして、これも議会終了後、直ちに協議会が開かれる予定となっておりますので、詳細についてはその後になろうかとは思いますが、測量、地権者交渉の方へこれから臨んでいき、おおむねこのスケジュールで準備をしてまいりたいというところでございます。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

はい、分かりました。

基本的に、この財政シミュレーションのとおりすべてが動いているということですので、またいろんな事業がありますから、できればですね議会の方にもこの財政シミュレーションがですね多少変わってきた、また先ほど一番先に申し上げましたけど、大西町長の方ですね、今回はこういうところで自分のカラーを出していくんだということがはつきり見てですねできるようになれば、この3次の総合シミュレーションに続いてですね、また新しいそのシミュレーションを出していただけたらと思います。

これは要望として申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

次の質問者、畠地一弘君。

皆さんにご報告致します。

畠地一弘君が2問について質問を出しております。大きな質問の2番の、カッコ2番の小さな質問の方は、ご本人の事情で取り下げということになりました。ご報告しておきます。

以上です。

9番（畠地一弘君）

通告書に基づきまして、私の一般質問を行います。

まず、町道改良について伺います。

町道加持橋川線の橋川部落の加持分岐から峠の切り抜きまで503メートルは、30年を超える昔の舗装で路面が傷んで、河原のようになった所が多くあります。路面の舗装が路面の両端より高いのが普通ですが、路面が道路の両端より低いので、雨が降ると水が路面を川のように流れるので、路面が河原のようになっています。舗装が古いで流れたのだと思います。道路の幅は2メーター50から4メーターの所もありますが、道路を整備をして舗装をすれば、待避所も503メートルの所に10カ所の待避所ができることがあります。

町道加持橋川線の橋川部落の加持分岐から、峠の切り抜きまでの 503 メートルの舗装をすべきと思うが、町の姿勢を伺います。

次に、2 番目の県道改良について伺います。

(議長より「畦地君。大きな 1 間目の方を区切って先に答弁いただくようにしたいと思います」との発言あり)

区切って。

(議長より「うん。この大きな 1 間目の方だけを今質問していただきたいですね、その答弁が終わってから次に移りたいと思いますので」との発言あり)

うん、今。よっしゃ、よっしゃ。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（濱田仁司君）

失礼します。

道路改良について畦地議員の質問にお答えします。

町道の加持から橋川までの舗装の件ですが、現地に行きましたが、終点の橋川付近の橋があるがですけど、その橋の付近は畦地議員がおっしゃるように、舗装がはがれて水たまりがあるような状態で、ちょっと舗装が悪いような状態でした。

まあ、施工の必要性は感じておりますが、町内全体の町道管理ということの中で対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9 番（畦地一弘君）

これ、ざつとした答弁をもううたが。

これはね、今、過疎町になっちゃうがで、ここは。過疎町というとね、これを出したらようないけんど、橋川、人が少ないけん、車の台数も少ないけん、あこはできんということ前の課長は言いよったけんど、あの当時は過疎町じゃないけん。過疎町ということはね、人が減るということやけんね。人が減るけん、道路ようにせないかんという、こういうことやけんね。これは大方全体から見て、つけるというようなことを言うべきじゃない。こればあのとこはやらなあ、町長も変わってのこたない。せっかく町長が若い町長になってきたがじやけんね、これくらい道が傷んだらね、30 年も何ちやあしちょらん。河原で、道がね、舗装が流れしもうて、そこを河原みたいになったような道を通れつようなことを言うような、そんげな課長から町長じゃったら、あつたちないとち変わりはないわ、これ。

もうちいとね、町内をかわいがってやれ。佐賀行てみよ、今。佐賀の道を見てみいや。あれだけようにした道をつけちようがね、佐賀から来た課長ぜ、こりや。それが大方へ来て、あればあな所ができるつこたあ言わしたことやない。あんげな道は、大方町もうたち佐賀町もうたち、ありやせん。あこをやらんくらいやつたらどこもできらあせんぞ。あればあなたこはね、やらないかんぜよ。

町長、答弁してくれ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答え致します。

先ほど下村議員の質問にもお答えしましたとおり、生活道の整備につきましては担当課長とこれから各地域へ入る予定にしております。

こここの橋川の終点橋付近の整備が必要であるという認識とともに、503メーターの部分につきまして、まだ私個人が現地確認をできておりません。まずは現地へ入らしていただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

お宅らあ見に行きよるがじや、見に行たがじやがね。

あの口のね、口はそんなに傷んじよらん。奥が傷んじようがやけん。奥の傷んだとこをよう見んような目じゃつたら、ない方がましそよ。

よう見て、せっかく行くがじやけん。お宅らあどんな待遇受けたと思やあえ。殿様みたいな待遇受けちよるがえ。それで、あれくらいな仕事もよう、あればあなこともよう見ちこんちいうよううなね、そんなひょろひょろしたようなことじやあ何ともならんぜよ。

あればあなとこはね、しゃんと見て、あれくらいなとこはやらなあいかんせ、全部。あれやらんがじやつたら、道路はどこの道もできらあせんせ、今ように見てみた、この町内の道を。鏡みたいな道ぜ。自分が映るばあきれいな道をどこもここもやつちようが。あこだけはね、水で洗うて穴ができる、何ともならんような道になつちようやいか。それを見に行って分からんようなもんやつたら、見に行くこたないやいか。やる気で見たや。やらん気で見るようなこといきやあせんぞ。先々の課長のまねをするようなこっちゃいきやあせんぞ。

今らあね、この課長がやりよったときはね、過疎町じやなかつた。今ら、過疎町になつちようけんね。何のための過疎ぞ。人間がおらんなつたけん、過疎になつちようがじやろが。それくらいのことは分かるろがえ、過疎じやいうたら。過疎対策やけん。そればあなこたあやらないかんくらいのことはね、肝に銘じちよけ。もうこういう仕事をせないかんけん、これは地方公共団体があるがやけんね。そうじやなかつたら憲法も何ちや要りやあせん。地方行政もせんちかまん。国もないちかまん。こういう所をやらないかんけん、ほんで地方公共団体があるがやけんね。住民の生活を守らないかんといふところが地方公共団体やけん。そのために憲法があるがやけんね。その憲法に基づいてやらないかんぞ。あんたらあのね、あんたらの考え方で町は動かすもんじやない。憲法に基づいてやらないかんもんじや、こりやあ。そればあなたのは考えちよつたや。

3回目やけんね、これで。これで答弁してくれり。

（議長より「畦地議員、今議会からね、3回じやなくて一問一答式に変更しましたんで」との発言あり）  
何回やつたちかまん。

（議長より「4回でも5回でも構いません」との発言あり）

ほいたらなんぼでもやる。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（濱田仁司君）

失礼します。

先ほど町長が申しましたとおり、町長と一緒に現地確認して、検討したいと思っております。

私もこれ、畦地議員がおっしゃいましたように、私の目が節穴かもしれませんけんど、私も橋から、この通

告書にあります掘り切りの峠については十分見てまいりましたので、そのつもりでいますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

ほいたら次の、県道の方に移ります。県道改良。

県道大用大方線について伺います。

大屋敷の住民にとりましては、自宅の前の道路は県道であって、県の方では住民と町の方から交通の不便なことを知らざなかつたら分からぬので、いつまでたっても良くはなりません。地方公共団体としては、住民の生活の向上を図ることは本来の使命、すなわち工事をしてやらなくてはならないということです。我々議員は、道路の開発を要求することは、これは当然のことであります。

次に、県道大用大方線の大屋敷の石神の拡張工事についてであります、道路の幅は2メーター80で、普通車のトラック、ワゴン、バスは何とか通っていますが、大型のトラックは危険で通るような道路ではありません。歩行者も自転車も車が通るのを待っていて、通り過ぎてから通っています。普通車のトラック、ワゴン、バスが通るときは道路いっぱいに通るため、歩行者も自転車も道路の広い所でよけたり、道路のほかの広い所によけて、自動車の通るのを待っていて通っているような状態であります。

石神の40メートルは崩落防止の金網をやっていますが、金網をやっている部分は上が出て、しゃくしのようになって、見るにも危険な道路になっています。崩落がいつ来るか分からないような道路になっています。ここは危険個所として町に申請しているのに、町には分かってもらえないのかと住民の方は悔しがっていますが、石神の金網を張っている所は山が高いので、雨が降ると水量も多く、6回もの崩落の災害があります。崩落防止の金網は、いつまで持つか分からないほど道路のおかの上が出ていますが、石神の道路の拡張工事をすべきと思うが伺います。

あこには待避所を造るようになっていると言うかもしれません、ここは崩落が來るので、道路の拡張工事でないと役には立ちませんので、道路の拡張工事をすべきと思いますが伺います。

以上です。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（濱田仁司君）

失礼します。

県道改良について問うということで、畦地さんの質問にお答えします。

県道大用大方線の改良については、県は1.5車線的の改良ということで現在行っております。この線の改良個所については、15年度ころより地元関係者と協議し、23工区に区分して改良を行っております。県は現在のところここを優先的に、改良区間をやってからということで進めているということです。

現地に私も行きましたが、ロックネット、ワイヤーの支持力がないのか、そういうことは私も現地へ行って、ワイヤーが緩いことは確かに確認して、危険な状態であることは認識しております。

この後、議会終了後ですね、こういう幅多土木にかんする現地回りの協議会がありますので、その中でこの改良推進を要望していきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

わし、この道路がね、あんまり切り立っちょうけん。普通の道路はどこを見ても、まあ、こんな斜めになつちよらね。そうして、この上で仕事ができらあえ。けんどあこはね、こんなにしゃくしみたいになつちようけんね。あこの下行で、こうして見てみてんた。下行で見なあ分からんで、あの横しでこう見たがじやあ。あこ行で寝るような気持ちにやなりやせんぜ、あこは。

ほんでね、あこを、あれは昔の道じやと思う。今の道は全部、こう配がなそいわえ。みんなその上で仕事しよる。あこで仕事するつこたできりやせんけん、どんげしたち。それに、あこの道はものすごい昔の道やけん。ほんで、あこはどうしてもやってもらわなかんといいうような気持ちになってもらわなかん。それでひとつ向こうはよ、要望、頼んでもらいたい。

まあそれで、そんぎやあふといこと言わんちかまんがやったけんど、ちゃんと言うてしもうたけんど、まあ、議会つもなああんなもんじやけんね。

そしたら、まあこれで一般質問を終わります。

（議長より「畦地議員、答弁は要りませんか」との発言あり）

答弁は、もううたらええこたええけんどね。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（濱田仁司君）

失礼します。

この、土木との現地回りのときに強く要望してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

これで畦地一弘君の一般質問を終わります。

次の質問者、浜田純一君。

浜田君。

8番（浜田純一君）

それでは、通告書に従いまして質問を致します。

この質問は、もう2回、3回やっております。たびたびおんなじようなことを言いますけれども、この最近の沿岸漁業の漁場改善は著しく悪化をしております。原因は、温暖化による海水温の上昇と生活排水による河川の汚染、また山林の荒廃により山林に保水力がなくなり、大雨が降れば泥水となって海に流れ込み、海底に沈殿して磯を覆うという、こういう悪循環になっております。

また、陸上の二酸化炭素の排出量が増えますと海水に溶け込みまして海水の酸性度が高くなり、磯焼けを起こして海底の藻類の減少になっております。

そこで漁場関係について、その健全な藻場の造成は欠かせないと思っております。そういう思いで質問をしております。

以前ですね、広島県のこの瀬戸内海での沿岸底質環境改善ということで、藻場の再生を目的とした鉄鋼スラグの質問を致しました、設置の。平成14年から15年当時ですね、当町の実施したウニ類の除去によるですね藻場再生場、あれも見るとですね、それほど私が見る限り成果が挙がっているようにも思えないし、このままでは沿岸漁業が先細りになるのではないかという心配を致しますが、執行部も刷新されたことであります、

あらためてこの漁場の改善について2点伺いたいと思います。

1点目としてですね、ウニ除去によるその後の藻場の再生状況はということ。

それから2点目として、以前も質問致しました鉄鋼スラグの件は、費用対効果のことがあるので試験場と協議をしていきたいという答弁でございましたが、その試験場との協議はどのようになったのか。

まず、この2点を伺いたいと思います。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

それでは、浜田議員の漁場環境整備についてお答え致します。

1点目の藻場の再生状況について。

平成21年12月7日から8日にかけて、平成14、15、17、19年度にウニの除去を実施した4地域で追跡調査を町と県との合同で実施し、次のような結果となりました。

平成14年度実施区域。平成20年度調査においては、除去区の東側半分ではホンダワラ類とカジメの成育量が激減しましたが、今回の調査では、その他の海藻が2種類のみ成育確認できました。そのうちの1種類は魚類による食害跡が見られましたが、もう1種類は健全な状態がありました。確認された魚類の食害と経年的なウニ類の増加により、ウニ除去により形成された藻場は大きく衰退していました。今後は、点在する残った海藻からの幼胚の供給とウニ類の再除去により、藻場の再生を目指す必要が生じております。

平成15年度実施区域。昨年調査時に減少傾向にあった海藻はほとんど見られなくなり、食害により茎状部が短い状態の海藻のみが点在し、岩の上には無節サンゴモ類に覆わっていて、ウニ類の生息量はかなり増加していました。

平成17度実施区域。この区域の海藻類の成育状況は良好で、広範囲に藻場が形成されていました。平成21年1月調査時と比較しても調査区域全体の被害度は低下しているようでしたが、調査区域の北側の浅い所では生育範囲が広がっていました。

平成19度区域。全体的に小型の紅藻類や小型有節サンゴモ類が海底を覆っており、海藻類の繁殖は上昇傾向にあると考えられます。一方、一部の種類の海藻は魚類による食害跡があり、種子が短い状態になっていました。沖側の基点となる岩盤の上部は、20年度調査時に大型海藻類が全く見られない磯焼け状態となっていましたが、今回調査でも同様の状態が続いていました

続いて、2点目の鉄鋼スラグの費用対効果についてです。

この件につきましては、現在水産庁が主体となり、水産総合研究センター等により実験や追跡調査をしていますので、その結果待ちとなっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

14年から17年の検査結果は、以前にも資料ももう見ております。

19年度のその検査結果ですね、海藻がまあ上昇傾向にあると。それから、まあ食害もあったということですが。また私が思うにはですね、食害で少なくなってくるような藻場の状況では、そんなに期待はできるのじゃないかと思います。それとそのウニ、ウニの食害ですね。そんな状態の藻場なら、何かちょっとした変化ですぐなくなります、と私は思っております。

ほんで、このことですね、2点目のですね鉄鋼スラグの結果ですね、試験場の結果待ちということになりますが。

これはちょっと以前はお話をせらったですが、ちょっとこう鉄鋼スラグによる沿岸改善技術ということです、これはまた NKK の資料でございますが、この資料の中にですねこういう文言が載っておりますが、ちょっと読んでみたいと思います。

鉄鋼スラグの環境改善効果についてですね、海底からの海水への化学成分の溶出抑制と生物着生にかんして実海域実験による検討を行ったということで、その結果、高炉水砕スラグは海底から海水への硫化水素の発生を抑制、周辺への海水へのケイ酸塩供給、および底棲生物の増殖機能を有することが明らかになったと。また、この鉄鋼スラグはですね、付着性海藻や付着性動物の着生基盤として特性が見いだされたということでありまして、これらの特性を組み合わせることによって、底質改善、それから浅場、藻場造成などの鉄鋼スラグによる沿岸環境の改善が可能であるということです。

それで試験場、田野浦の場合ですね。試験場の方が申されていたようございますが、コンクリート投入のその藻場造成ですか、それが非常に効果があると言いりましたけれどもですね。この鉄鋼スラグの生物性基盤としての機能としてですね、鉄鋼スラグが含有する鉄成分によって、海水中の H<sub>2</sub>S およびリン酸塩を吸着し、水質も改善する効果や、Fe、鉄ですね、鉄による海藻類の増殖効果も期待できるということで、実海域実験においてケイ藻類の増殖の速度が天然石、今、天然石やりります、エビ礁やりりますね。天然石およびコンクリートよりも大きかったと。鉄鋼スラグが付着性海藻類や付着性動物の着生基盤として、コンクリートや天然石以上に機能を有するということを示すと、こういう研究結果も出ておりますので。

この前、竹下議員からの質問もですね、エビ礁の質問が出ましたね。で、エビ礁やってもですね、やっぱ海藻類がないと、恐らく私はそのエビの餌ですね、藻がないと、なかなかそのエビ礁やっても増えんのじゃないかと思っておりまして、それで今言われましたようなこういう鉄鋼スラグを周りにですね投入すればですね、かなり魚礁として立派なあれができるんじやないかと、私は思っております。

それから、これは経験ですけれどね、私が漁協へ入った当時、組合員の方々にですねウニを取ってもらうてね、小豆島の方に持っていましたことがあります。その当時はもう、そのウニの除去とかそういうあれは一切してなくて、その海藻自体がふんだんにあるもんで、2 トンくらいの車で持っていましたがね。その当時の状況になかなか戻すても戻すことはできんとは思いますが、せめてその半分くらい、この鉄鋼スラグを使って半分くらいの状態に戻れば、素晴らしいんじやないかと私は思っております。

そこでですね、田野浦と蛎瀬川の間に入野の組合員の方に貸したその魚礁があるのですが、そこなんかもですね、もう既にウニ類が減少して、なくなってるということあります。もし、試験場と協議してやったということでございますので、ぜひこの鉄鋼スラグのあれを進めていってもらいたいと思っております。

ちょっとこう話が飛びまして、ちょっとあれな質問にはならなかったのですが。

それでは次の、2点目の質問に移りたいと思います。

高齢者に趣味の教室をということで質問を致します。

最近、この認知症などの予防ですね、囲碁、それから将棋、マージャン、ダンスなどの趣味をたしなむ高齢者が増えているという報道がありました。

2年前にもこの質問を致しましたけれども、再度質問を致します。

この国民健康保険税も、その基金が少なくなって、10.7 パーセントですか上げたいという議案の提出がありました。この教育厚生委員会では修正案を出しました。それよりもですね、まず体もですね、頭脳も健康な高齢者になっていただく手立てが必要ではないかと思っております。その方が、またお年寄りにも、それから

町の財政にもいいんじやないかと思っておりまして。

もうすぐ敬老の日も近づいてきます。がですね、私はその敬老会に呼ばれたときにですね、敬老会のときのあいさつでもですね話をするがですが、適度な運動をしてですね、適度な趣味を持って、それから精神的にも身体的にも、かくしゃくとした生活を送っていただきたいということを毎年話しております。

そして、その趣味の教室としてですね、囲碁、それから将棋、マージャンですね。そういう教室を開催する気はないかという質問でございます。

1点目の質問になります。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは浜田議員の、高齢者に趣味の教室を開催してはどうかというご質問に、私の方からお答えをさせていただきます。

議員のご質問につきましては、20年の9月議会におきましても同様の質問をいただきまして、お答えを致したところでございます。

議員申されますように、最近はさまざまな趣味を持たれる方が非常に増えておりまして、その内容につきましても多種多様となっております。特に、高齢者の方々にもさまざまな趣味を持たれて、それを楽しみながら生活をされている方も非常に多くおられます。

こうした中で、黒潮町の体育会に登録をされている団体で比較的高齢の方が多いものを挙げてみると、大方民踊クラブ、それから大方フォークダンス愛好会、黒潮町ペタンク愛好会、黒潮町グラウンドゴルフ愛好会などがあります。黒潮町の体育会では11月をですね黒潮町スポーツ月間と位置付けまして、各種のスポーツに取り組んでおります。

教育委員会の主催事業では、中高年齢者を対象としたペタンクやグラウンドゴルフの大会をはじめ、ニュースポーツ教室を町内各地で開催しております。このスポーツ教室の内容につきましては、体力測定、それからチャンスボール、ミニテニスなどいろいろとございます。

一方、21年度の黒潮町文化協会への登録団体につきましては、29団体となっております。民踊、フォークダンス、手芸、絵画、写真、生け花、書道、それから文芸、大正琴など、非常に幅広くございます。どのクラブにつきましても中高年齢者の方々が主体となられて、それぞれ自主的な活動を続けられております。

こうした活動に対しまして、わずかではありますけれども町の方から、これは町の文化協会を通じてでございますけれども、補助金の方も交付を致しております。このように、町内では多くの方が自主的に趣味を楽しみながら、体の健康と頭の健康に取り組まれております。

こうした中で、それぞれの取り組みを発表する機会として毎年秋に実施をしております、大方の秋まつり、それから、佐賀文化展を開催しております。

議員申されますように、趣味を持つということは、心と体の健康という面から非常にまあ役立つというふうに思っております。しかしながら、趣味の教室ということになると、非常に幅広い方々が対象となります。こういったすべての皆さまの要望に応えられるように、それぞれの趣味の教室を開催することはなかなか難しいというふうに考えます。従いまして、既存のサークルへ参加するか、あるいはそうしたサークルの皆さんですね、町の体育会、あるいは文化協会へ加入をしていただくなどしまして、ぜひともこうした自主的な活動を進めていただきたいというふうに考えます。

教育委員会としましても、間接的ではありますけれども引き続き支援を続けていきたいというふうに考えて

おりますので、よろしくお願いを致します。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

教育長に答弁をいただきました。さまざまな、例えば多くいろいろやっておりますね。この、にこにこウォーキングとか、げんき教室とか、やっております。さまざまな方が参加しておるもんで難しいという答弁がありました。それやつたら、そのサークルの方でということでありましたけれどもですね。

20年度の業務報告書を見ておりますと、まあいろいろあります。にこにこウォーキング、それから、いけいけフェスティバル、黒潮げんき教室というてありますけれども、まあ、この黒潮げんき教室なんかがですね、その特定高齢者や虚弱高齢者などを対象に、介護状態になること、並び既に軽度な要介護状態にある高齢者が重度な要介護状態になることを予防するということで、いすに座ったり、いすにつかまって運動したりと。それから、筋力、柔軟性などの体力の様子を改善するという、まあ体を使ったこういう教室がありますね。

ほんで実はこういうところでですね、例えばこれが10時から12時までか、週に2回ですね、火曜と金曜日。こういうときのひとつの継続的なものとしてですね、先ほど言いました、その趣味の教室を続けてやっていけばという思いで質問を致しましたが。

実はですね、なぜこういう質問をするかといいますとですね。実は私の女房のおやじがですね、その連れ合いが亡くなつて高知の方へ、教育次長も知つちようと思ひますが、高知の方へ行きました。で、高知の方へ行つたはええがですが、やることがないなつたもんで、何いうか生きがいというもののがなくなつてですね、まあ認知症になりまして、それも徐々に徐々になります。その徘徊（はいかい）ですね、徘徊（はいかい）が始まつて、困つたことに、以前、朝倉の方でね、兵隊の屯所が何かあつたらしくて、そこへ兵隊にも行ちよつたらしくて、そういうとこに徘徊（はいかい）したり、それから葛島の方に行つたりということで、困つた状態になりました。

で、体が動けるもんで、寝たきりになるよりかえつてこう手間が掛かるといいますかね、そういう状態になりましたので、でき得ればですね私も経験があります、その将棋、マージャンですね、そういう教室があれば頭を使って。それから、マージャンはまあ手も使いますわね、その牌（はい）を並べたり何だりすることで。それからまた楽しいということでありまして、認知症になりにくいくらいじゃないかということで、そういう報道もされておりました。そこで、この質問に至つたわけですが。

今、言いましたね、その黒潮げんき教室。これなんかも体の元気な人がやる教室でありますので、10時から12時ということで、1、2時間でありますが、それをもうちょっと1時間ぐらい早めて。ほんで、げんき教室もやって、その後の趣味の教室として継続してやればと私は思つて質問をしておりますが、その点いかがですか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

浜田議員のご質問にお答えさせていただきます。

趣味を生かした高齢者施策についていふことでございますが、高齢者の対策としてですね福祉の方で取り組んでおりますが、本町でも高齢化がだんだん進んでおりまして、町としては生きがいを持って暮らしていただけるような地域づくりを目指しております。

元気な高齢者の方々にはですね、シルバー人材での就労、また、老人クラブ等による組織での福祉活動、奉

仕活動等、またスポーツ活動にも取り組んでいただいております。

介護予防の事業としてはですね、生きがい通所事業、また、お話がありましたげんき教室、地区でのふれあいサロンなどを通じて、高齢者の生きがいづくりに努めております。

保健事業としてはですね、認知症予防なども含めまして地区サロンということで、地域のボランティアの方が中心になってですね活動してもらっています。大方地区では22地区、佐賀地区では6地区で、年まあ4回から5回というような形で取り組んでおります。主にはですね、健康相談、血圧の測定とか、がん予防とか、脳卒中の話とか、いろいろそういう講話も含めまして、また軽い体操とかいうことで取り組んでおります。

そういうことで、まあこれからもですね実施してない地区にもですね、そういう地区サロン等の活動を広めていきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

今、課長答弁いただきましたけれども、今言われましたその事業ですね、事業いいますか、活動いいますか。それはまあ頭使うたり何だりするというような、そういうあれじゃないですね。結局、ゲームをするとか、そういう事業じゃないでしょう。結局、みんなで仲良く集まって、まあ話し合いをするとか、そういうあれではありますけれど、頭を使って将棋したりマージャンしたりいうような、そういうあれはないですね。

私が言いゆうがはですね、頭を使うということと、それから何言いますかね、お年寄りなんか好きなことをしてるとね、目がこう輝いてね、ほんとに見た目違いますよ。で、やる気があるというか、自分が好きなことはやると。ただ、課長が言われるようにですね、そのウォーキングとか、まあ来る人は来るでしょう。これは、げんき教室なんかは実施回数が23回で、延べ参加者が223ですから、まあ約10人程度ですね。10人程度のまあ参加者しかないわけでございまして、まあこれがもっとこう自分の趣味、好きなことをするというやつたら、もっと増えるんじゃないかと私は思っておりますけれども。まあこれ、課長にちょっと言うてもあれですけど、最後に町長に聞きたいと思いますけど。

まあ取りあえずですね、町長。町長も所信表明で何か言っておりましたね、保健事業の積極的な取り組みですね、医療費の抑制に努めると。これ医療費の抑制になると思うがですが。まあこの、囲碁、将棋、マージャンということはですね、まあちょっとこう抵抗があるかもしれません。初めてやるにはね、世間一般ではあるかもしれませんですね、まあ先ほども言いましたように、このげんき教室なんかの空いた時間ね。10時から12時までですから、例えば9時から12時までにして、ちょっとの間にまあやると。

まあ、取りあえず町長そういうことですね、実験的にでもいいですがやってですね、もし参加者が集まればですね、継続して続けていってもらいたいと。そうすれば、国保の医療保険の持ち出しも少なくなるし、と私は思いますが。

その点、最後に町長にお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

浜田議員の質問にお答えします。

実験的に取り組みをというご質問ですが、繰り返し申し上げましたとおり、生きがい創出、これにつきましては一生懸命取り組んでまいりますつもりでございますし、またご指摘いただきましたように、医療費抑制について何らかの事業展開をしていくというつもりもございます。

その中で、趣味の教室で対応するということについては、まだ現時点で断言することはできませんけれども、生きがい創出、あるいは医療費の抑制ということの中の選択肢の1つとして、これから検討してまいります。

また、実験的な短時間での開催というご指摘をいただいておりますが、これにつきましても、まだいろんな関連の詳細について把握できておりませんので、もう少しお時間をいただいて勉強させていただきたいと思います。

(浜田議員より「それでは終わります」との発言あり)

議長（小永正裕君）

これで浜田純一君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 30分